

令和6年第4回（12月）定例町議会

（第3日 12月5日）

令和6年第4回（12月）西伊豆町議会定例会

議 事 日 程（第3号）

令和6年12月5日（木）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第61号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第 2 議案第62号 西伊豆町田子診療所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 議案第63号 西伊豆町安良里診療所の指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第64号 西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所「はんばた市場」の指定管理者の指定について
- 日程第 5 議案第65号 西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第66号 西伊豆町有12施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第67号 令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第68号 令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第69号 令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 10 議案第70号 令和6年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第71号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 12 発議第 7号 伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書（案）について
- 日程第 13 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

2 番 浅 賀 元 希 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

7 番 山 田 厚 司 君

9 番 堤 和 夫 君

6 番 高 橋 敬 治 君

8 番 西 島 繁 樹 君

10 番 増 山 勇 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	星 野 淨 晋 君	副 町 長	高 木 光 一 君
教 育 長	鈴 木 秀 輝 君	総 務 課 長	村 松 圭 吾 君
まちづくり戦略課長	長 島 司 君	産業振興課長	渡 邊 貴 浩 君
環 境 課 長	土 屋 智 英 君	健康福祉課長	鈴 木 一 博 君
企 業 課 長	居 山 繁 君	防 災 課 長	真 野 隆 弘 君
会 計 課 長	森 健 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	朝 倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐 野 浩 正	書 記	堤 浩 之
--------	---------	-----	-------

開会 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

申し上げます。

窓口税務課長、建設課長が本日会議を欠席する旨の報告がありました。

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第1、議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第61号は、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは、議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正の主な内容ですが、歳入につきましては、補助事業の増額に伴う国県の負担金補助金の増額、また単独事業の増額に伴う基金繰入金の増額です。歳出につきましては、人件費全般において4月1日付人事異動に伴う職員給与及び児童手当法改正による補正をしております。

2 ページをお願いします。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14 款国庫支出金、1,582 万 2,000 円。1 項国庫負担金、1,522 万 5,000 円。2 項国庫補助金、59 万 7,000 円。15 款県支出金、824 万 5,000 円。1 項県負担金、761 万 9,000 円。2 項県補助金、62 万 6,000 円。18 款繰入金、1 項繰入金ともに 2,884 万 4,000 円。20 款諸収入、5 項雑入ともに 631 万 3,000 円。歳入合計に 5,922 万 4,000 円を追加し、86 億 1,930 万 7,000 円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読します。1 款議会費、1 項議会費ともに 8 万円。2 款総務費、1,206 万 3,000 円。1 項総務管理費、1,264 万 5,000 円。2 項徴税費、8,000 円。3 項戸籍住民基本台帳費、59 万円の減。3 款民生費、4,467 万 5,000 円。1 項社会福祉費、546 万 2,000 円。2 項老人福祉費、27 万 9,000 円。3 項児童福祉費、96 万円。4 項障害福祉費、3,797 万 4,000 円。4 款衛生費、860 万 1,000 円。1 項保健衛生費、8 万 1,000 円。3 項清掃費、850 万円。4 項町営斎場管理費、2 万円。5 款農林水産業費、1 項農業費ともに 241 万 9,000 円の減。6 款商工費、1 項商工費ともに 604 万円の減。7 款土木費、188 万円。1 項土木管理費、121 万 3,000 円。2 項道路橋梁費、19 万 5,000 円。6 項建築物地震対策推進事業費、47 万 2,000 円。8 款消防費、1 項消防費ともに 21 万 7,000 円。9 款教育費、16 万 7,000 円。

4 ページをお願いします。9 款 1 項教育総務費、55 万円。2 項小学校費、6 万円。3 項中学校費、90 万円。4 項認定こども園費、161 万 7,000 円。5 項社会教育費、6 万円の減。6 項保健体育費、290 万円の減。歳出合計に 5,922 万 4,000 円を追加し、86 億 1,930 万 7,000 円としたいものです。

5 ページをお願いします。第 2 表 債務負担行為補正（第 9 号）です。1 追加、こちらは過日全協で報告させていただいた指定管理者に係るものでございます。事項、期間、限度額の順に読み上げます。診療所運営交付金、令和 7 年度から令和 16 年度まで、1 億 1,000 万円以内の金額を令和 7 年度以降において支払う。西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」指定管理料、令和 7 年度から令和 11 年度まで、1,850 万円以内の金額を令和 7 年度以降において支払う。西伊豆町有 12 施設指定管理料、令和 7 年度から令和 11 年度まで、3 億 3,859 万 2,000 円以内の金額を令和 7 年度以降において支払う。2 変更。こちらは令和 6 年度当初予算で計上させていただいた指定金融機関、関係事務取扱負担金の変更です。こちらにつきましても、事項、補正前の期間、限度額、補正後の期間、限度額の順に読み上げます。指定金融機関事務取扱負担金、令和 6 年度から令和 8 年度まで、660 万円の範囲内で、令和 6 年度予算計上額

165万円を超える金額については、令和7年度以降において支払う。補正後、令和6年度から令和7年度まで、45万5,000円の範囲内で、令和6年度予算計上額30万3,000円を超える金額については、令和7年度以降において支払う。

6ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括、歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても第1表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。2、歳入です。主なところをご説明します。14款1項1目民生費国庫負担金、1,522万5,000円。施設入所、居宅介護などの障害福祉サービスに係る費用の2分の1を国が負担するものですが、障害福祉サービスに係る支出見込みが増額したための国庫負担分も増額するためのものです。14款2項5目土木費国庫補助金、23万5,000円。「わが家の耐震診断及び住宅耐震補強事業」に係る2分の1国庫補助となります。15款1項1目民生費県負担金3節障害者福祉費負担金、761万2,000円。こちらも施設入居、居宅介護など障害福祉サービスに係る費用の4分の1を県が負担するものですが、14款同様、障害福祉サービスに係る支出見込みが増額したため、県負担分も増額するものでございます。15款2項4目農林水産業費県補助金、45万円。地籍調査の事業進捗を図るため、事業を増加したことにより補助金も増加するものです。15款2項6目土木費県補助金、17万6,000円。14款2項5目同様「わが家の耐震診断及び住宅耐震補強事業」に係る8分の3、県の補助となります。18款1項1目財政調整基金繰入金、2,014万4,000円。今回の補正に係る財源調整として、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

8ページをお願いします。18款ふるさと応援基金繰入金、500万円。今回、補正の歳出で計上させていただきます津波避難シェルター購入費に充当するものでございます。18款1項8目公共施設等総合管理基金繰入金、370万円。今回、補正をお願いするクリーンセンター施設修繕工事に充てるものでございます。20款5項1目過年度収入、631万3,000円。令和5年度の実績により負担金の返還額が確定したことによるものです。

9ページをお願いします。3、歳出です。こちらも主なところを説明します。冒頭申しましたように、人件費全般において4月1日付人事異動に伴う職員給与及び児童手当法改正による補正をしておりますが、こちらの人件費全般につきましては省略させていただきます。2款1項3目会計管理費18節負担金補助及び交付金、134万7,000円の減。先ほどの債務負担

行為補正の変更に關わるもので、10月から會計課窓口における指定金融機関の派出を廃止したため、負担金額に変更が生じたことによる減額となります。

10ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費3節職員手当の時間外勤務手当、110万円は、マイナンバーの更新交付事務が多くなり、また10月から職員1名減もあるため、時間外で担当業務処理を行わなければならなくなったためのものの補正です。

11ページをお願いします。3款1項5目介護保険事業特別繰出金27節繰出金の402万7,000円。うち介護保険給付費繰出金、355万1,000円は、介護保険事業会計の保険給付費増額分の12.5%を一般會計から繰り出すものでございます。3款2項1目老人福祉費10節需用費の27万9,000円ですが、こちらは地区の要望によって宇久須の浪入広場の公衆トイレの便座をウォシュレットつきに交換するものです。3款3項2目児童福祉福祉措置費22節償還金利子及び割引料、96万円。令和5年度事業の実績額が確定し、需要額が実績額を上回ったため交付金を返還するものです。3款4項3目自立支援給付費、3,797万4,000円。障害福祉サービスにかかる費用で、サービス利用者の増、また報酬改定により給付費が増額したため19節扶助費で3,045万円の増額。令和5年度事業の実績額が確定し、剰余分を返還するため、22節償還金利子及び割引料で752万4,000円を計上させていただきました。

12ページをお願いします。4款3項1目廃棄物処理費14節工事請負費、390万円。過日、全員協議会で担当課長がご説明した、施設の年次点検により焼却炉のガス配管の破損が見つかったため、これを補修するものでございます。

13ページをお願いします。5款1項5目地籍調査費は、地籍調査の補助金増額による財源更正となります。6款1項4目観光施設費10節需用費、200万円。当初、修繕を予定しておりませんでした、せせらぎの湯の藤棚の修繕費で52万8,000円、安城公園管理棟周辺へのU字溝設置で69万1,000円。また今後、施設修繕が必要になった場合の緊急用修繕費用として78万1,000円の計200万円を計上しております。6款1項7目サンセットコイン事業特別會計繰出金27節繰出金、80万円。カードチャージ利用額が見込みより多いので手数料を増額するための繰出金です。

14ページをお願いします。7款1項1目16節公有財産購入費、22万1,000円の減。用地購入実績によるものでございます。7款6項1目建築物地震対策推進事業費12節委託料、47万2,000円。耐震診断事業の無料診断が今年度で終了するための利用促進を図っておりますが、利用者の増加が見込まれるので10件分を増額補正するものです。

15ページをお願いします。9款1項2目事務局費17節備品購入費、40万円。新1年生の机と椅子は3月の来年度予算議決後から入学式までに用意するようになりますが、これでは期間が短く、前年度に準備できるように新年度分をこの予算計上したものでございます。9款3項1目西伊豆中学校管理費10節需用費、90万円。当初予定していなかった校舎外用のスピーカーの取替え修繕で30万円。体育器具室屋根の張り替えで60万円の計90万円を予算計上させていただきました。

16ページをお願いします。9款4項3目伊豆海認定こども園費17節備品購入費の500万円。過日、全協でもご説明し、一般質問のほうでも話題というか話がありました。津波避難シェルターの大1台。これは大人15人。小1台、大人8人用の計2台を購入するための補正となっております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 5ページで債務負担行為補正のところなんですけど、ここに診療所運営交付金ということで、と、それと「こがねすと」と西伊豆町有12施設って3つの載ってるんですけど、診療所運営交付金ということで、ここは財源が交付金っていうことではっきりしてる、分かるんだけど。はっきりしてるんだけど、この下のね、それではこの「こがねすと」と町有、西伊豆町12施設交付金、交付金じゃねえや。施設指定料、管理。これらの財源はどうするのか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） これ7年度からの支出になりますので、財調等調整をしながら、調整をした中で一般財源としての中で充てていきたいとは思っております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、一般財源から充てていくって、全額一般財源で充てていくってことは結構な金額になりますよね。それ可能なの。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あの前か可能じゃないかというふうに言うとも可能にしなければいけないんです。この債務負担行為をやってしまった後は。ですからある意味、診療所の運営に対しては、10年間で1億1,000万を用意しなければいけない。「こがねすと」に関しては、これは5年間で1,850万を用意しなければいけない。12施設については、5年間で3億3,800万を用意しなければいけないという約束事をしますというのが債務負担行為です。その年々で充てられたものを、財調を取り崩すのか、ふるさと納税基金のほうから入れるのか、そのときの財政状況によって変わりますけれども、一般財源、要は、丸太の状態のものをここに入れなければいけませんよという約束ごとを5年10年にかけてしますというのがこの債務負担行為の意味です。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、だからね。最初、私言ったようにこの診療所の場合は出どころがはっきりしてる。ね、だからほかの12施設を課長の一般財源からってということで、何とかするっていう話だったけど、町長がある程度、具体的に財調からでも取崩してやるっていうこと、そういう具体的な話がね、なかったってことですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 具体的な話があるとかないとかという問題ではなくて、出しますよという約束ごとを議会として承認してくださいというのが債務負担行為でございますので、この議決を頂いたら私たちは確実にこのお金を用意しなければいけないという責務が発生するということです。ですから出どころはどこでも構わないんですけども、必ずこのお金を用意しなければいけないというものだというふうに承知してください。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 同じ5ページのところで、その下の変更ですね。指定金融機関事務取扱負担金が補正前は令和6年度から令和8年度までの2年間で660万の範囲で、令和6年度予算計上165万を超える金額については令和7年度以降に支払う。これが補正後がですね、1年間短縮されまして令和6年度から令和7年度までで45万5,000円の範囲内、660万円から45万5,000円で、その令和6年度を予算計上についてもですね、上限が165万から30万3,000円というふうな金額になっておるんですが、これはなぜこのような金額になったのか、説明をお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。まず補正前の状況なんですけども、6年から8年までで最初の2年間は年間200万円、その次が300万円ということで設定をしておったんですけれども、この200万円の契約がこの9月で切れましたということで、前回補正をさせていただきました関係で、6年の10月から年間60万5,000円の契約ですね、派出を外したということで。これも半年契約、ごめんなさい。9か月の契約ですね。という、ちょっと変則的になるんですけれども、派出を外した関係で各指定金融機関以外の金融機関も参戦してくるだろうということで短期にしようということで、前回、ご説明させていただいた頂いたかと思うんですけれども、具体的にこの45万5,000円と30万3,000円なんですけれども、年間60万5,000円、これからかかりますというところの全体が9か月分ということでございますので、45万5,000円。そのうち半年分、3月までの分ですね。こちらで30万5,000、30万3,000円といった数字になっているところでございます。

○議長（堤 豊君） いいですか。

いかがでしょうか。

はい。1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。また5ページなんですけども、債務負担行為。「こがねすと」の指定管理料、これが全協などでも説明があったかと思うんですけれども、人件費の伸びを経費の、来年以降の経費に見込んではいらるんですけれども、それが毎年50円アップっていう形であったかと思うんですけれども、これって後で協定書の方の案では、最低賃金が上がったときはそれに応じてその都度、指定管理を見直すよっていうふうな協定に今までもなったと思います。これからもなる予定みたいなんですけれども、あえてその時給アップっていうのをこの最初から債務負担行為に織り込んでいる理由を教えてください。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。これはこの後の議案のほうにも関係しますけれども、「こがねすと」のほうの指定管理者が決定しまして、その中でこの金額が指定管理料っていうのは決まっています、決まりましたのでその中の分を7年度以降において支払うということで、細かい取り決めっていうか決まった、今回の指定管理委員会で決まって金額がここに掲載され、記載されているものでございます。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

はい。6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えっと、では3点質問します。10ページ。10ページの2款総務費のですね、職員手当のところでは時間外勤務手当、これ110万円。先ほどマイナンバー関係のね、申請関連って言いました。職員が足りない、辞めたというお話もありました。これのですね、110万っていうのは相当大的な金額なんで、対象人数、それから時間外の単価、それから何時間なのか、これ教えてください。まずこれが1点目。それから2点目はですね、14ページ。14ページの7款土木費、この土木総務費のですね、公有財産の購入費のところでは、浜川の災害復旧工事用の用地購入費。これ確か補正で142万って出てたんです。これが43万2,000円減額ってことはですね、相当安価になってるということなんでこの減額になった理由を知りたいということです。それから三つ目はですね、その下、網屋崎道路の用地購入費。網屋崎道路っていうのはもう既に完成していると思うんですね。なぜ今頃、この道路用地の購入費が出てくるのか、この理由を教えてください。以上、3点お願いします。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。先に3点目のですね、網屋崎のところの説明をさせていただきますと思います。こちらはですね、あのまあ議員おっしゃるように工事はもう既に終わっていたということです。今回、計上させていただいた部分につきましては、実はこの工事やる前と現況とですね、大きく異なっていた。つまりこれはどういうことかといいますと、構図をもとにですね、土地のほう、設計を組んで工事始まったんですが、実際にやってみると現況がかなり違っていたということが発覚してたということです。そこでその境界立会いを行いたかったんですが、ある1名の地権者の方からですね、立会いの証明を頂くことができなかったということで、それが一つきっかけでですね、用地の交渉ができていなかったのが原因です。それをですね、令和4年度にそれらをちゃんと整理しようということで建設課のほう動き出しました。実際に5年度に残地の分の買収を行ったんですが、そのうち1件だけそこがですね、地権者の方と途中でちょっと連絡が取れなかったことがあったもので、5年度にそれが売買できなく予算を流したということです。で、6年度になりまして、地権者の方と交渉ができるようになりまして、その結果、売買に応じていただけるということになりましたので、今回補正という形で上げさせていただいたものになります。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それではまずあの2款の2款3項1目の戸籍住民基本台帳の時間外についてを説明させていただきます。こちらは対象が4名、時間外としましては、金額が3,000円から1,575円の中での各個人4名の時間外に大体、月15時間。それを3月まで

の5か月間で計算をしております。7款の用地の減額の件ですが、こちらのほうは当初予算では宅地価格9,937円。こちらのほうで予算計上しましたが、実際には雑種地ということで雑種地価格、こちらが6,956円でしたのでこの6,956円で売買したことによります差額が発生して減額ということになっております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1番の時間外ですけどね。これあの人数が4人。我々、窓口税務ですね、この所管事務調査のときに非常に驚くべき時間外の数字が出てきたことで、現在、当局にそれぞれの各個人のですね、時間外の実態を資料請求。多分、上げたのか、今上げてる途中なのか分かりませんがもらってます。その中で確かにマイナンバーの関連っていうのは忙しくなるんでしょうけども、これあの要は、これから4か月で15時間っていうことですけども、そもそも予定してる時間外もあるはずですよ。そうすると15時間、例えば、足したにしてもですね、足すとこれ多分、40時間とかそういう時間っていうふうにはならないですよ。この辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） すいません。マイナンバーのほかにももう一つ、業務として、戸籍ふりがな業務というのが新規で発生しておりまして、こちらのほうもこれから15時間ぐらいをやるだろうという中で、トータル4名の時間外141万8,000円だった、あるんですが、今、予算残額が318万、31万8,000円あるので、441万8,000円から318万、31万8,000円を差し引いた金額110万円を今回予算補正させていただいたものです。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 私はね、金額のことを問題にしてるんじゃなくて、例えば、こういう1人当たり15時間増えますよっていうことで、いわゆるその時間外がですね、要は、取決めであるものよりオーバーはしないですねっていう質問です。3回しか質問できませんので、さっきの2番目の浜川の問題ですよ。浜川の問題、これ例えば、買収するのにね、そこが宅地なのか雑種地なのか。これを当局が承知してないっておかしくないですか、これ。買収するのに、予算上げるのに。あそこは宅地だよ、あそこは雑種だよ、あるいは農地だよ、これがわかんないで予算計上する、こういう姿勢がちょっと私考えられないんですけども。これについてもう一遍、答弁ください。それと網屋崎の件については、状況は分かりました。ただ後々考えればですね、これは工事を急ぐ余り買収のできてない土地をもう既に工事していると。これ後々のトラブルにつながる可能性っていうのは十分あるわけですよ。ですから

価格は決まっていなくても、これ例えば、お譲りしますよとそういう確約。これは取るのが普通だと思うんですけども、こういう確約はとれてその面積だとか価格について決まっていなかったのか、この辺の状況をもう一度説明してください。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。網屋崎の件なんですけれども、当初ですね、工事に当たっては地権者の方と協議はしておりました。で、その方が所有している土地の道路に必要な部分を、最初、お話をさせていただいて買っていたんですね。実際に工事をしたところズレがあったということで、実際にはですね、その一部買収してあったんですけども、それよりも広いところまで必要になっていたということが後々分かったわけです。で、最終的にもう少し広くなった部分を買おうか、それとももう土地全部をですね、まとめて一筆買ってしまうかというところで、そこも含めて地権者さんと協議をしたところ、全部一筆全部をですね、こちらで買ったほうがいいと。またさらに分筆等も考えますと費用もかかりますんで、双方の合意があって、今回、その筆ごと全部買うということになりました。ですので、工事自体は了承の上で進めさせていただいたという経緯がございます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。時間外のほうですけども、月15時間ということで範囲内では十分収まりますし、それに関しましては担当課長及び私どものほうでもしっかりと時間のほうは管理させていただくつもりでおります。で、もう一つのほうの浜川に関しましてはちょっとすいません。今、担当課長不在ですので、ちょっと担当課のほうにこれからちょっと確認させていただきたいので、休憩のほうをお願いします。

○議長（堤 豊君） はい。暫時休憩します。

休憩 午前10時 6分

再開 午前10時14分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい、すいません。お待たせしました。まず時間外に関しましては、当初予算のほうも月に10時間以内で年間での予算を組んでおります。今回15時間があったにしても月45時間以内には収まっておりますが、なるだけ職員が平準化できるように、

これから私どものほうも管理の方をして、時間外の管理の方はしていきたいかとは思っております。で、浜川のほうですけれども、当初予算を組む段階ではその金額を雑種地ではなくて住宅地のほうで計上しておりましたが、実際にはその鉱山へ行く道であるので雑種地としてみても構わないのではないかというのが、今年度に入ってからそういう協議を地権者の方とさせていただきまして、最終的には地権者の方と交渉の中で雑種地の方での単価でいいますよということで交渉の結果、そういう形になったということでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 時間外の件については分かりました。要は、過重労働にならないようにっていう質問ですよ。趣旨はね。それから網屋崎道路に関しても、もともと地権者と話ができてたってことですからこれも納得です。納得できないのは今の総務課長の答弁のね、逆に言うと宅地になってたけども、内容からすれば雑種地扱いでいいですかって話合いをして、雑種地でいいですよってことは、逆に買う時点では宅地で買ってるわけですよ。こんな交渉ってあるんですか。つまり宅地であるものをこういう鉱山に、あそこは鉱山じゃないですよ。あそこは採石場ですから鉱山とは違いますけども。そこへ行く道なんで宅地じゃなくて雑種地ですよと、だからその価格で買わせてよって交渉って、こんな交渉ってできるんですか。町は今までもやってるんですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 今までどういう交渉してるかしないかは、詳細は私分かりませんが、町としては平米当たり安く買うにこしたことはないので、その都度、交渉はさせていただいております。当然、道路をつくるときにもですね、路線価を使ったほうがいいのか、近傍の価格を使ったほうがいいのかというところについては地権者と折り合いをつけなければいけませんけども、予算を取るときには、最悪、その地目の価格で取りましたけれども、現状が雑種地なので雑種地の価格だとこの価格なんですけど、この価格で折合っていただけませんかという交渉の末、最終的にはそちらの価格で飲んで頂いたということになって、その分の今回、減額が上がってきたんだらうというふうに思っております。ですので予算上、宅地で載せたんで高くてももうこの宅地で買いますということではなくて、職員が頑張って交渉して価格を抑えられたというふうにご理解を頂ければありがたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） まあ、本当にそういう結果ならね、これはもう納得しますけども。本当に雑種と宅地が分かっていなかったってことだったら問題あるねってことで、私は質問し

ました。今の町長の交渉の経過がそのとおりであれば、これは納得せざるを得ないということ
とで質問を終わります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） えっとですね。ページ、13ページとですね、16ページですか。ここに
ですね、13ページのほうはですね、商工費として給料とここに共済費が大きな減額で出てま
す。16ページのほうもですね、この給料と共済費で大きな減額があります。当初見込んでた
額からですね、若干の異動があったりっていうふうなことではあるとは思いますが、
その調整の額にしてはちょっと大きな額だと思うもので、その辺の説明をしてもらいたいな
というふうには思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） 13のほうですけれども、こちらのほうは、まちづくり課がまちづ
くり戦略課と産業振興課、こちらのほうに分かれた関係で、職員の方が分散させたというこ
とでそちらの影響になります。すいません。ちょっと16の幼稚園のほうですけれども、そちら
のほうは1名減ということでその分が減額になったということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

はい。7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） 16ページの方はこども園の方が1名、職員が1名減。当初見込んでた
ところから1名減になったっていうことですか。そうしましたら、その1名減に対してです
ね、例えばこれはですね、こども園ですから有資格者がほとんどだと思うんですが、そ
れに対して、例えば、中途であつても採用をかけるとかそういった対応はとったんでしょ
うか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） すいません。私の説明不足で申し訳ないです。今年度、松崎町と
の人事院交流、交流がありまして1名、松崎のほうに派遣交流で行っておりますので、その
関係で1名減となっております、松崎町から職員のほうがこちらの方に来てるのでありま
す、来ております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3 番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 二つ伺いたいことがございます。一つは今のところなんですが、お給料が減ったというところ13ページですよ。13ページの今、山田さんがお聞きになったのは商工費の商工総務費の一般職給料740万円の減を課が二つに分かれたからっておっしゃいましたが、これはどこに計上されてるのか、この2人やめられたわけではないんでしょう。なのでどこで計上しているかということをお願いしたいのと、もう1点は11ページでございます。民生費、中段ですね、民生費のところの浪入広場トイレ修繕費ですけど、これはどうしてここの老人福祉費に計上するのかということをお願いしたいです。以上。

○議長（堤 豊君） はい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それでは11ページの民生費、老人福祉費の波入広場トイレ修繕費、こちらについてご回答させていただきます。こちらはですね、そもそもゲートボール、グラウンドゴルフ場をつくろうということでかれこれ10年ぐらい前につくった経緯がございます。そのときにですね、トイレ、そのときにはなるべく予算をかけるのをよそうということで、便座も暖かくないウォシュレットでもない便座を設置していたんですが、やはりですね、使っていく中でどうしてもやっぱりこの寒い時期、ちょっと大変だという要望が地区からございまして、今回、男女1箇所ずつの洋式の便座にウォシュレットをつけるという形で、今回、予算計上させていただいてございます。

○議長（堤 豊君） そのほかございますか。

総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。6款で減になった人件費ですけども、こちらは2款の総務費のほうに移っております。

○議長（堤 豊君） そのほかありますか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほどの11ページの波入広場のトイレですけど、そうするとこれは、もうここのゲートボール場をお使いになる方限定で一般の人は使ってはいけないとか、観光施設のカテゴリーではないということですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） はい。一般には開放してございまして、そこのグラウンドゴルフを週3回ほどやられている方たちに管理もお願いしておりますので、あわせて倉庫も隣り合わせでございまして、その方たちにトイレ・倉庫の管理もお願いしているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） えっと、16ページのこの津波シェルターなんですけど、大人15人と 8 人をつていうことなんですけど、これで十分なのかなということで、あとそれとこの間、展示したのはこのどっちなんだろうかな。それと、えっとあのそれをね、もし購入して、どのように設置する考えなのか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。シェルターの件ですが、今回購入する分は大きいものが一つと、小さいものが一つということで予算計上をさせていただいております。大人、大きいほうですね、大人 6 人と子供 16 人、小さいほうが大人 9 人子供 9 人という想定で業者さんのほうに仕様を相談して、そういった形での今回の提案とさせていただいております。それから設置場所につきましては、保護者さんのほうにですね、打合せをしていただいて、保護者さんのほうは 1 階の園庭部分に置きたいというようなことで話が進んでいるということでございますので、それはまた購入するにあたってですね、最終的に設置場所というのは決めていきたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） これ 1 階の園庭つていうことで言うんだけど、これって普段使い用つてことなんだけど、これ普段はどういうふうに管理するの。これ全然使わないでそこに置いとくのか、じゃあもう子供に開放してね、自由に使わせるのか、その辺はどうですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。全く使わないというのは無駄になることでございますので、当然、もしそこに避難するとなればそういった環境に子供たちを慣れさせなければならぬということもございまして、そこについては園長なりと相談しながら普段使いもするような形で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） 先ほどあの 16 ページのですね、認定こども園の職員の関係で、総務課長の説明ですと人事交流で 1 名減ったということなんですけども、人事交流となると、当然、出向元が給料を払わなければならないと思います。その場合にですね、この減額つていうことは考えられないと思うんですけども、別の科目で支出してるつていうことなんだろうかな。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。今、出向して松崎に行っている職員に関しましては、総務課付けという形になっておりますので、2款のほうで支払われております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◎動議の提出

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）に対する動議を提出いたします。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君から議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）の修正動議が出されました。

この動議は他の賛成者の必要としないので、動議は成立します。

暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時36分

◎議案第61号に対する修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

本案に対して、5番、芹澤孝君からお手元に配付した修正動機が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

5番、芹澤孝君。

〔5番 芹澤孝君登壇〕

○5番（芹澤 孝君） 議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）に対する修正動議。上記の動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容、当局提案の補正予算の歳入、18款1項5目ふるさと応援基金繰入金で計上されている「500万円」を「0円」に減額し、それに伴う歳出、9款4項3目伊豆海認定こども園で計上されている17節備品購入費「500万円」を「0円」に減額するものです。修正理由、当該津波シェルターと称するものは、復元力（転覆しない能力）、水密性（進入しない、浸水しない能力）、耐航性（危険に耐えて航海する能力）いずれの点も疑問があり、園児の安全は確約されないと思われますので、より能力の高いものを購入すべきと考え、当該津波シェルターの購入に反対するものです。よって、伊豆海認定こども園津波シェルター購入費500万円を削除する修正案を提出します。

次のページをご覧ください。議案第61号「令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）」に対する修正案。議案第61号「令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第6号）」の一部を次のように修正する。

○議長（堤 豊君） 補正予算（第9号）で訂正してください。

○5番（芹澤 孝君） はい。じゃあもう一度、「令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）」の一部を次のように修正する。第1条第1項中に「5,922万4,000円」を「5,422万4,000円」に、「86億1,930万7,000円」を「86億1,430万7,000円」に改める。第1表 歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。歳入、18款繰入金、第1項繰入金とともに補正額2,384万4,000円。計19億2,280万1,000円。歳入合計、補正予算額、5,422万4,000円。計86億1,430万7,000円。歳出、9款教育費、補正額4,000、マイナスか、ごめん。マイナス483万3,000円。計6億758万1,000円。4項認定こども園費、補正額マイナス338万3,000円。計2億2,145万1,000円。歳出合計、補正額、5,422万4,000円。計86億1,430万7,000円。

資料を後ろに添付してありますのでご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（堤 豊君） 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 修正理由のですね、下から2行目のところの後段になりますけども、より精度の高いものを購入すべきとの考えとあります。具体的にですね、より性能の高いものとはどういうものをイメージしているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私なりに言わせてもらえば、運輸省、国が推薦する救命艇、あれがよろしいんじゃないかと思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

はい。そのほかいかがですか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 同じく修正理由の下から2段目ですね。園児の安全は確約されないというふうな文言があります。確かに安全が確約されないということなんですけども、この災害っていうのはですね、時と場所を選んでくれないっていうふうなことがあると思うんです。伊豆海認定こども園、本当に避難場所に苦慮しておりまして、今全然ないっていうふうな状況だと思うんです。それは同じ田子で承知してると思うんですけども。今年もですね、まさかと思われるような1月1日に能登半島でああいう大きな災害が起きたと。もう待ったなしの状況であって、そこを何とかある程度、安全を担保するためにこういう処置をしようというふうな形だと思うんですけども、それでもやっぱりそれは駄目だという理由は何でしょうか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 今、津波シェルターと称するものを、が、買えば安全だということですかね。しかしですね、今あの伊豆海保育園を考えてみてください。一応、田子神社に避難するということが前提になってるわけですね。そこが避難場所としてあるわけですよ。そしてその津波避難場所、田子神社に逃げるってということで今、5分以内に逃げなければならなっていうこのリスクを負ってるわけですね。それでちょっとどうかという、避難場所としては。事があるわけですよ。5分以内ねっていうことがあるわけだけど。あるわけだけど、それに比較して今度買うっていう津波シェルターですね、それを設置して職員、園児が5分以内にそこに逃げ切れるかっていうリスク。と、かつ、それが、かつ津波シェルターがですね、無事に浮上できるか。ね、そのリスク。そしてかつ安全に流されていくかっていうリスク。それをじゃああの三つのリスクを考え合わせた場合と、現状、田子神社に逃げるっていう、5分以内に逃げるっていうリスク、どっちがリスクが大きいのか。数値化したらね、私は

田子神社に5分以内に逃げるっていうリスクのほうが低いと思いますよ。だから津波シェルターを買っても改善されないってことですよ、リスクは。だから買う必要は、今の津波シェルターでは買う必要はないということです。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） 何となくそのあれはありますけど、現場の声としてですね、本当に田子神社、これはちょっと避難場所としては厳しいですよというふうなところと、津波シェルターを何とかお願いしたいっていうふうな現場の声が上がってる。これに対してはどういうふうに考えますか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから言ってるじゃないですか。現場の声にあるかもしれないけれど、ね。津波シェルターが欲しいって言ってるけど、じゃあ今の田子神社を避難場所としている、そのどっちが今現状として安全なのか。考えてくださいよ。それでもじゃあ欲しい欲しいって言って、そこにそれを買うのか、ね。

○議長（堤 豊君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 芹澤議員がそこまで言うならばご質問いたしますけども、今の件ですね、田子神社に避難する方が、安全性が高いみたいなことを言ってますけども、あそこはもう石垣が壊れてしまったらもう全然、避難の場所の対象にならないわけですよ。それで保護者が合併して新しい認定こども園ができるまでの応急の対策として、避難シェルターがあったらいいというアンケートに基づいて町長もご判断したと思うんですよ。それで浅賀議員の高いものを購入すべきと考え、この国の指定する救命艇、これはそこまで言うなら値段も調べてあると思いますが、お幾らぐらいになるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 最初の段の発言ですけどね、田子神社に逃げるのが安全だとは言っていないんですよ。津波シェルターよりは安全だっていう。避難方法として、そういうことを言ってるわけですよ、私は。だから津波シェルターを、現状の津波避難シェルターを買っても仕方ないということを言ってるわけですよ。分かりました。これで私が言う救命艇ってそれはあれですよ、千差万別ですよ。だけど1,000万程度じゃないですか。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) 何か芹澤議員のおっしゃってることは昨日もそうだったんですけども、町長の反問権にも的確に答えてなかったと思うんですけども、田子神社も安全でないということは芹澤議員も認めるわけですね。

○議長(堤 豊君) 芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) それは安全では、完全に安全だということは言い切れないと思いますよ。だけど多分、安全だけあそこの問題としては、この5分っていうリミット。そこに、そこだけです。5分以内にそこ逃げ切れるかどうかという、そこですよ。場所としては安全だと私は思ってますよ。

○議長(堤 豊君) 9番、堤和夫君。

○9番(堤 和夫君) いや、ですから、じゃあ崩れちゃったらどうするんですか。私はね、シェルターがその園のところに設置してあれば5分以内にそこに逃げれると思いますよ。よっぽどシェルターのほうが安全じゃないですか。それで一緒に大浜海岸で見たんですけど、あの発泡スチロールがですよ。あのこれペンタゴンに使用されてる特許ですよ、あれ秘密のあれですよ。それが塗ってある、要するに、それだけ強い。それから何メートルですか、あれ。20から30メートルからを落としてもあれがあったじゃないですか、そういうビデオが。だからそれだけの強度があるんですよ。それを何か、何にも強度がないような書き方をされてますけども。ですからこども園ができるまでにあのシェルターを設置すれば、そのすぐ来る地震、先ほど山田議員からも質問がありましたけども。すぐ来る地震、できるまでの間、何もうないのでは困る、そういう意味でそのシェルターを設置してあげたらいいじゃないですか。予算的にもね、500万以下で2基も買えるのであれば、これは子供の命に代えがたいものだとは私は思うんですけど、そうは思わないんですか。

○議長(堤 豊君) 芹澤孝君。

○5番(芹澤 孝君) だから先ほどからね、そこ問題にしてるけど。その崩れるっていう、じゃあ完全に崩れるってことが言い切れるわけ。ね、そういうことを言って。それで安全だ、津波、かたや津波避難シェルターは安全だって言ってるけどあれは普段使いですよ、普段使いですよ。津波用じゃないんですよ。業者も言ってますよ、それは。安全、必ず安全に浮いて、完全に安全に流れていくってことは、業者は確約してないんですよ。そのだから、そういうリスクを全部数値化すれば、どっちが安全かってことは出てくると思いますよ。だからそれで、もういつ来るか分からないっていうものに対してね、そんな安物買いの銭失いじ

やないけど、そういうものを備えるよりは、じゃあもっとしっかりしたものを装備しましょうということですよ。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私が議員になる前に、この救命艇の論議があったと聞いております。そのときにこれがとても大きくって園庭を随分こう、支配、占めてしまうということとか高額だということで結局、それが導入されなかったと。これうわさレベルですけど聞いております。そのときには芹澤さんはどのようなお立場をとりなっていたかということと、それからこれ今回のこの安価な銭失いとおっしゃったこの津波シェルターをやめて、そしてその今、恐らく1,400万ぐらいだと思うんですが、津波救命艇ですよ。誰も使ったことのない、試したことのないその津波救命艇を買うことを提案なさっていくおつもりなのか、この2点。それを、次にそれを提案していくおつもりなのか、そちらを購入することをね。この2点、以前の立場とそれから今これを却下し、修正して、今の案をね、補正案を修正して新たにこの高い救命艇を、大きな救命艇を配備することを提案なさるおつもりなのか、この2点をお願いします。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 前の津波救命艇が議題に上がったとき、私は反対していました。導入すること自体をね。ということは、あそこにあんな狭いところにね、津波が物すごい勢いで来るわけですよ。それで果たして安全か、ね。怒涛のようなところに来て、それで津波が来て、あんな狭いね、伊豆海保育園の入り組んだ海岸線のところに来ればね、その津波の挙動っていうのはね、大変複雑な動きしますよ。それに対して耐えられるかっていうことを考えたらね、そんなもん作るよりは早く保育園をつくるべきだっていうことで私は反対しました。そしてこの新しいもの、その程度の高いものを推薦する、買う意思があるのかっていうことで、当然ですよ、それ。っていうのはここへ来てなかなか進まない。保育園の問題が。妥協案です、妥協っていうかね。うん。それなら程度のいいものを買って、保育園が進まないんであれば仕方ないだろうという意見だけど。それはそれなりにそれなりのものを買うべきだという意見です、はい。

○議長（堤 豊君） 質疑ほかにありませんか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

芹澤孝君、席にお戻りください。

これより討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 原案か。ごめん、すいません。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。じゃあもう一度。

次に原案に賛成者の発言を許します。

はい。失礼しました。

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 津波避難艇には国交省のガイドラインがあります。ガイドラインを満たせば絶対に安全とは言えませんが、今回の津波避難シェルターはその安全性がガイドラインに比べて大変劣るものです。津波浸水想定域外への認定こども園の移転はますます遅くなると思われます。その間の安全を確保するためにも、国の補助金を前提に新年度の早いうちにガイドラインに沿った津波避難艇を購入すべきと考えます。保護者の要望もよく分かりますが、やはり修正案に賛成し、原案に反対するものです。

○議長（堤 豊君） 先に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） この間の業者説明員はですね、当該シェルターは普段使うのに向いている、流されることを前提にしている、復元力、水密性、耐航力については満足のいく話はなく、安全については甚だ問題がある事が説明、業者の説明ではありました。このシェルターをまた伊豆海こども園に導入することも大変な問題で、ご存じのように私たちが対象としているのは、東日本大震災で襲ってきたような津波のレベルです。あの津波が複雑に入り組んだ海岸にある伊豆海こども園を襲えば、津波の噴流は複雑な動きの波となり、復元力が十分でない当該シェルターに衝突すれば転覆することが考えられ、その場合、当然、中の子ども達と教員はシェルター頭部に留まることは不可能で、側面に押しやられることでシェルターの重心は一気に側面に移り、シェルターは起き上がることはまず不可能となります。上部空気抜き、入り口ドアから浸水して、上部空気抜き水平方向まで水位は上昇して内部はパニックになることでしょう。このことは容易に想像できます。仁科こども園の導入に反対の父兄の方は理論的にシェルターの不備を上げ、後に賛成の人もパンフレットを持っていたからもう一度見てほしいです。津波の文字はありません。もしシェルターを買うなら安価な家庭用・業務用に使うものでなく津波対策用のものを導入するべきではないでしょうか。大変、的を得た意見だと思います。このような意見があったから仁科こども園の導入は見送られたのだと思いますが、一方、伊豆海こども園では性能はともかく、ないよりマシ論、いつも来るか分からない論、反対者ゼロで導入のことですが、園の設備、安全性に責任を持たなければならぬ町がですよ、地域、父兄の感情に押されて安全性に問題があるものを導入するという判断は、事が起きた場合は禍根が残すこと、禍根を残すことになります。誤った方向に行かないように指導すべきなのに自分の立場を理解していない。東日本大震災での大川小学校の悲劇の原因は、検証委員会の報告書によるとその原因はリスクの誤評価、誤った評価、マニュアルの不備、形骸化した訓練など多岐に渡るとなっているが、最初に挙げられるのはリスクの誤った評価ですね。誤った判断によって悲劇が起きた場合、当事者となる教育委員会は責任を問われることは当然ですが、それを認めた議会の責任と良識も問われます。リスクを0を目指し、よりレベルの高いものを購入するべきだと考え、当該シェルターの購入には反対します。

○議長（堤 豊君） 次に原案に賛成者の発言を許します。

9 番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は原案に賛成いたします。これは何より私も自分の目を見て、発泡スチロールであります。海に浮くという、この1点。長期間にこのシェルターにいるわけではなく、津波が終われば自衛隊なり何なり助けに来てくれるということで、自分の目で見ただけですね。発泡スチロールに塗装されてるアメリカペンタゴンで使われてる液剤、塗料ですね。これも非常に信用性の高いものだと思います。今、芹澤議員は仁科のある父兄のアンケートを例題に上げて、田子の父兄は皆さん賛成しているのに反対の意見をそういうもので上げて、今流行りのSNSではないですが誤った情報を議員として発表している。このように見えました。国の指定する救命艇、こういうものも場所をとりますし、実際、今回、大浜海岸で見た津波シェルターは簡易なものではありますが、そこに避難できれば一時的な津波から逃れることができると思いますので認定こども園ができる間、その津波から子ども達を守るために津波シェルターを導入することに私は賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

まず本案に対する5番、芹澤高橋君から出された修正案を採決します。

挙手。失礼。うん。失礼しました。

この修正案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手少数です。

よって、修正案については否決されました。

○議長（堤 豊君） 次に、原案についてを採決します。

令和、議案第61号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 多数です、挙手多数です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第2、議案第62号、西伊豆町田子診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第62号は、西伊豆町田子診療所の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それでは議案第62号、西伊豆町田子診療所指定管理者の指定についてですが、初めに議案の訂正を2か所お願いいたします。まず1箇所目ですが、17ページをお願いいたします。6、運営交付金の1番最後の行に「運営交付金の額は、各年度、各施設につき400万円とします。」とありますが、正しくは、「運営交付金の金額は、各年度、田子診療所については700万円、安良里診療所については400万円とします。」に訂正をお願いいたします。これは9月27日の議会全員協議会で議員の皆様にご説明させていただき、10月29日の令和6年度第2回西伊豆町指定管理者選定委員会に変更の承認を頂いているにもかかわらず、手違いにより変更前の申請要項を添付してしまいました。申し訳ございませんでした。次に2箇所目ですが、21ページをお願いいたします。上から3行目、14、その他、管理運営に当たっての注意事項。（3）法令等の遵守について。③「薬事法」とございますが、薬事法は改正されて、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律へ名称変更されたため、略して薬機法、機械の機ですね。「薬機法」と呼ばれるためです。大変申し訳ございませんでした。

それでは議案第62号、西伊豆町田子診療所の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。令和7年度から診療所の運営を行う指定管理者を非公募とし、指定管理者である

公益社団法人 地域医療振興協会から指定申請書を受理いたしました。その後、令和6年10月29日に開催しました、令和6年度第2回西伊豆町指定管理者選定委員会で審査の結果、公益社団法人 地域医療振興協会が指定管理者の候補として選定されましたので、地域医療振興協会を西伊豆町田子診療所の指定管理者にしてよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。

資料は1ページから14ページまでが基本協定の案になります。次に15ページが年度協定書の案。次に16ページから22ページが申請要項。次に23ページから33ページまでが仕様書となっております。

次に最終ページの34ページをお開きください。指定管理期間は、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で運営交付金の総額は7,000万円です。各年度の運営交付金は、記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） えっとですね、この基本協定書の17ページ。先ほど修正があったところですね、運営交付金。今回ですね、全協等の説明によれば田子診療所、これからいわゆる受診患者数が減るということで、確か3年後か4年後以降が赤字に転落するという想定のもとに運営交付金を上げるんだというような説明だったと思います。私はまだ赤字が出てない診療所に対してね、今からそれを想定して上げるのはどうかという質疑しましたんですけども、ここの運営交付金の文言の中でね、4行目「その他やむを得ない事由により」って言う、「事由により、当初合意された運営交付金を見直す必要があると認められる場合は、町と指定管理者の協議の上、これを変更できるものとする。」つまり、ここで本来、今までの400万円を700万円にすることができるということの理解と、それから逆にですね、じゃあ3年4年たったときに田子診療所が赤字でないというときにはこれを400万円に戻す、そういう意思はありますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。これはですね、指定管理の性格上、なかなか難しい問題でございまして、12施設のものもですね、先ほどあの何だっけ、何これ、債務負担行為か。債務負担行為で3億3,000なにがしを通していただいたかというふうに思いますけども、これも前回の3年、プラスして5年になりましたけども、じゃあその同じ金額で債務負担を起こしてですね、契約をして、年度途中でやっぱり赤になったから増やそうかっていうことが可能かっていうことになると、当然、この診療所の400を700に途中で上げるというのと同じ話になってまいります。ただ、5年指定管理を12施設受けていただくためには5年間でこれだけの債務負担。要は、予算確保がされていないと手を挙げませんよというのが指定管理でございまして、こちらの田子診療所につきましても、700万の債務負担行為を約束されているという前提で指定管理に手を挙げていただいているという部分がございますので、途中で変更できるというものは文言に確かに書いてございますし、経済的理由で12施設もこの間、電気料などの高騰で若干、金額変えている部分あろうかというふうには思いますけれども、通常は5年ないし、この診療所に関しては10年で、これだけのトータルでというもので契約をするものでございますので、議員の言ってることも確かに一理ございますけれども、町としては10年間のトータルで指定管理をお願いしたいというところでございます。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 同じく17ページのところの今のところでございます。課長はご訂正をおっしゃいましたけど、ここを直さずして今回の議会に向かって何を直すところがほかにあったんだろうと思ったときに、この緊張感のなさ、私は本当に腹立たしいものがあります。指定管理をお受けになってる笹井先生方も本当に一生懸命やっておいでじゃないですか。そこで私たちにこの仰ぐというときには、やはり町も責任を持ってやっていただきたいって本当に思います。こういう間違いは絶対もうしてほしくないということを強く求めるということが私の方の質疑です。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この件につきましては、仲田議員のおっしゃるとおりでございまして、私の管理不行き届きということでご容赦頂ければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） そのほか、いかがですか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） えっとですね、まあ、その17ページとそれに関連して26ページのところです。17ページのところではですね、やっぱり今言われた運営交付金に絡めて、700万円に上がったということで、これに絡めてですね、26ページのところでこれ毎月の業務報告書、それから事業報告書をこれ上げてくるということが26ページのほうに書かれていますけども。医療行為ということで健康福祉課が担当になりますけども、その業務、運営上のっていうとちょっと健康福祉でないのかなと思ってんですけども、この辺のところのチェックとかいうのはどこがやるようになるんですか。それとですね、あともう1点がですね、ここに危機管理体制の整備及びマニュアルを町に提出するというふうなことで、それで訓練や研修等を定期的に行いそうですね、要するに災害に備えた訓練を行うっていうふうな形なんですけども。その辺のチェックっていうのは、どこがやるものなんですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） まず業務報告なんですけど、毎月、健康福祉課のほうに地域医療さんのほうから受診者数であるとか、支出の状況の報告、報告は頂いてございます。それと機器の点検、危管のマニュアルは地域医療さんのほうでつくっていただきまして、同じく、その機器の点検なんかは業者さんに点検なんかをお願いするかと思うんですけど、実際は、防災訓練等はあわせて町とも共同して実施させていただいておりますので、そういった中で実際の有事の際には確実に動けるような体制は整えているような状態でございます。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） だからその、じゃあ防災的なことに関してになると健康福祉課よりもやっぱり防災課でチェックしたほうがいいのかというふうに思ったんですけども。それと今、運営的なことで電気料が上がった、何が上がったっていうふうなことにに関してになると、やっぱり健康福祉課っていうよりも他の課がチェックしたほうが運営的なことは分かるんじゃないのかなっていうふうな判断でそういうふうに聞いたんですけども、全部が全部、健康福祉課がチェックするような形になるんでしょうか。その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） そういったことで、窓口はですね、一つのほうがよろしいかと思いますので、健康福祉課のほうから一度、報告は頂きながらですね、他課のご意見も聞きながらですね、運営のチェックをしていきたいなと思います。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 4 ページの第22条の管理物件の修繕についてなんですけど、ここの下から2行目のところに「年度内において管理物件の修繕費用が累計150万円を超える場合は、甲と乙の協議のうえ、負担割合を決定する」ということになってるんですけど、今までは運営交付金が国から来た分、全部取るっていうことじゃなくて、一部搾取っていうか、町がとってたんで内部留保金として余裕はあったと思う、余裕ができたと思うんだけど。だから今度は全額もう出しちゃうんだから、この条項についての取扱いを厳しくするべきだと思うんですけど。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 特別交付税はですね、田子診療所、安良里診療所に診療所分頂いてございます。幸い、安良里診療所分の運営交付金は増額しませんので年間320万ほどは基金のほうに、診療所の基金のほうに積み立てることができますので、これまでのようには増やすことはできないんですが、300万ほどの基金の中で、今までの基金残とこれから300万ずつ積むことができますので、その中で運用できたらな、対応できたらなと思っております。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） いや、私はだから、この条項をね、厳しくっていうか運用するべきだと思ってるわけですよ。それでこの14ページにですね、リスク分担表があるわけですね。そこにこの⑥のところに、よろしいですか。設備・施設整備修繕費ってところで、このリスク分担、高額、上から三つ目、四つ目。1、2、3、四つ目か、のところに30万円以上の場合っていう、この高額の場合のリスク分担があるんだけど、ここでは甲しか負担しないってことが書いてあるわけだね。①っていうか①で注意マーク入ってるんだけど、修繕費は150万円以上の場合、甲と乙が決定するっていうことになってるんだけど。これもしっかりここに乙のリスク分担の丸を入れてね、それでここを150万円以上は協議しますよってことを明確にしておいたほうがよろしいんじゃないかと思うんだけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） すいません。ここにあるリスク分担は今までと同じでございまして、400万円が700万円になったからそこでみろというのは相当、乱暴な議論なんだろうというふうに思います。あくまでも運営する上で、年間幾らの運営委託料という形でお支払いをしているものでございますので、施設のメンテナンスであつたりとか軽微な修繕については従前

どおり持っていただくわけでございますけども、それ以上のものについては今までと同じような形で対応するというのがここに書いてあるものでございます。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 町長、そう言いますけどね。だから今度、現に運営交付金、もう全部、それ以上のものをくれって言ってきてるわけですよ。そういうことに対してね、私たちも今までどおりは対応できませんよってことで、このリスク分担の割合だって変えても全然よろしいんじゃないかと思いますよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。あの芹澤議員のおっしゃることも分かります。ただそれをですね、こちらのほうから持ちかけますと当然、700では手を挙げませんので、1,000万で委託してもらわないと契約できませんということになる可能性もゼロではないということでございます。ですので、あえて私たちのほうはそこをうまく行わせていただくために、このリスク分担については従前と同じ形。ただ委託金については、若干、増やさせていただく形で次回もお引受けいただけないかということで、今回お願いをしているというものでございます。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 7 ページのところですね。管理運営状況等の評価っていう35条があるわけですね。ここに「利用者等の意見や要望を把握し、管理運営に反映させること」っていうことになってるんですけど、これはこれまでどのように行われてきたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） こちらにつきましてはですね、各診療所のほうの窓口をお願いしている状況でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 課長、この最初から読まなきゃ駄目かな。「管理運営業務の水準の確保サービス向上の観点から利用者の意見や要望を把握し、管理運営に反映させること」って。これについて、だから今までどのように行ってたんですか、具体的に。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 具体的にはですね、年に1度、業務報告書というものを各診療所から頂いてございますので、そちらをもって意見や要望、利用者の意見や要望を把握するようにしてございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございますか。

よろしいですか。

質疑なしと、はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 先ほど私、芹澤議員の質問に特別交付税措置されていると、財源は特別交付税と申し上げましたが、それは誤りで普通交付税の、正しくは普通交付税ですので申し訳ございませんでした。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第62号、西伊豆町田子診療所の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

審議中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時40分

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案、失礼しました。

休憩を解いて再開します。

日程第3、議案第63号、西伊豆町安良里診療所の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第63号は、西伊豆町安良里診療所の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それでは議案第63号、西伊豆町安良里診療所指定管理者の指定についてご説明するんですが、先ほどと同じになりますが、初めに議案の訂正を2か所お願いいたします。1箇所目ですが、17ページをお願いいたします。6、運営交付金の1番最後の行に「運営交付金の額、金額は、各年度、各施設につき400万円とします」とございますが、正しくは、「運営交付金の金額は、各年度、田子診療所については700万円、安良里診療所については400万円とします。」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。次に2箇所目ですが、21ページをお願いいたします。上から3行目、14、その他、管理運営に当たっての注意事項。（3）法令等の遵守について。③薬事法とございますが、薬機法、機械の機、薬機法に訂正をお願いします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、西伊豆町安良里診療所指定管理者の指定についてご説明させていただきます。令和7年度から安良里診療所の運営を行う指定管理を非公募とし、現指定管理者である公益社団法人 地域医療振興協会から指定申請書を受理いたしました。その後、令和6年10月29日に開催しました、令和6年度第2回西伊豆町指定管理者選定委員会で審査の結果、公益社団法人 地域医療振興協会が指定管理者の候補として選定されましたので、地域医療振興協会を西伊豆町安良里診療所の指定管理者にしてよろしいか議会の議決をお願いするものでございます。

資料は1ページから14ページまでが基本協定書の案になります。次に15ページが年度協定書の案。次に16ページから22ページが申請要項。次に23ページから33ページまでが仕様書となっております。

最後に30、最終ページの34ページになりますが、指定管理期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間で運営交付金の総額は4,000万円です。各年度の運営交付金は、記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑はありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 27ページですか。ここに診療時間を書いてあるわけですが、書いてあるわけですが、田子診療所とこの診療時間が違うんですよね、休みもね。この診療時間の決め方っていうのは、どういうふうに決めてるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） これはですね、診療所の各先生の意向を酌んで決めてございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの診療所の先生の意向っていうか、診療所の先生のほとんど意見で決まるということで、町の希望なり何なりは全然出してない、出さないっていうか、それはどうですか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 当初、お決めになったときには当然、町と診療所の意向を、診療所の先生方との意見交換の上、決めたかと思いますが、現時点では例えば、田子の診療所の先生ですともう年齢的にちょっと診療が、時間を短くしてくれないかとかっていうご相談もありましたので、そういった意向も聞きながら柔軟に対応できたらなということで決らせていただいております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） よし、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第63号、西伊豆町安良里診療所の指定管理の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第64号、西伊豆町仁科地区農林水産部物等直売所「はんばた市場」の指定管理者の指定についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第64号は、西伊豆町仁科地区農林水産物等直売所「はんばた市場」の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。

それでは、議案第64号、西伊豆町仁科地区農林水産物等販売所「はんばた市場」の指定管理者の指定についてご説明をいたします。令和7年度から「はんばた市場」の運営を行う指定管理者を非公募としまして、現指定管理者の西伊豆産地直売企業組合の申請を受け付けました。令和6年10月29日に開催されました指定管理者選定委員会における審査の結果、候補

者として選定されましたので、西伊豆町仁科地区農林水産物等販売所「はんばた市場」の指定管理者に西伊豆産地直売企業組合を指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。

資料ですが、1ページから7ページ目までが基本協定書の案になります。8ページから19ページ及びその後ろのカラー写真の位置図ともう1枚、建物の平面図までが業務の仕様書となっております。

指定管理期間ですが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、指定管理料は原則お支払いしませんが、社会情勢等を勘案し、町長が支払いが必要と判断した場合は支払うことができます。その際は補正予算等を計上し、議会で改めてご審議頂くこととなります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） では、誰もいないようなので1ページ、案のところで1番最初の行です、このところに以前は販売、直売所だけであって「はんばた市場」は入ってなかったんですよね。何でこの「はんばた市場」を入れるようにしたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。これはですね、ほかの施設「こがねすと」等もありますけれども、皆さんが分かりやすいように名前をつけてございます。

○議長（堤 豊君） 芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 9ページでですね。2項、3項のところか。この「一次産業を活用した体験拠点、体験の拠点づくり」という項目があるわけですね。これはもう2022年の契約変更のときに既にこの目標計画を掲げていたわけですけど、現在の進捗状況は。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。海業と関連しまして、ツッテ西伊豆ですとかそういったことをですね、試みております。幸いにもですね、これがいろんな地域に今、波及しまし

てですね、海業の、一次産業のですね、活性化につながっているということで注目を集めております。こういったことをきっかけにですね、また今後も幅広くですね、こういったことをできればというふうに思います。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがですか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） この新しい一次産業の形を模索するって言うんだけど、この第一次産業の新しい形を模索するってことはやってるんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） そうですね、あのまあ、ここ最近ですね、国では漁業ではなく、これに関連する海業ということで、つまりこれまでの漁業、農業も含めてですけれども、なかなか厳しい状況にございます。これは環境ですとか、いろんな問題があろうとかと思いますけれども、ただこれです、一次産業がこのままずっと続けていけるかという問題も多々ございますので、これにかわる新たなものを模索していくということをしていくと。その中の一つとして当町におきましては、ツッテ西伊豆とかそういったものをですね、考案して一次産業に直接ではなく間接的にもですね、こういった産業が継続できるようにということで、これはここの施設を使ってできる中で行っていきたいというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 添付されてる 1 番後ろの写真ですね、後ろから 2 番目ですか。見てください。赤い線で囲われてるわけですけど、これ町長に質問したいんですが。今、課長からツッテ西伊豆等広がりが見えているということですけども。私ここをよく見てるんですが、いや、外ナンバーですね、観光客の車、よく停まってございます。そうなんです、その漁協の食堂の向こうまで行かなければトイレがないと。トイレを見てたのもちょっといろいろギョロギョロしてると変な人と思われまして 20 分ぐらいかな、居たかな。見てたんですけども結構、こっち、こちらの何ですか。はんばた市場のほうから、やっぱりトイレがないもんで車はんばた市場に停まったなと思ったら、そのままトイレのほうに行った観光客も見受けられました。それでちょっとここのトイレがですね、狭いのもあるし、女性客にしてみればちょっと使い勝手が悪いような、そういうようなトイレですので、やはり音が漏れないとか、そういうような配慮。それからきれいなトイレ、その中の女性のトイレがウォシュレットになってるかどうかなんていうのは分かりませんので、ここでは言えませんが。

もう少しですね、本来ならば、はんばた市場のほうにも欲しいんですけども、ここのトイレを少し拡充して充実してきれいにする、このような考えはお持ちではないでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 直接、指定管理の議案とは関係ないのかもしれませんが、議員からも前回か前々回、一般質問を頂きまして、はんばた市場の現場、また漁協のほうからですね、最近、釣りのお客様。そして釣りのイベントですね。そういったものも多く開催されるようになったことから、なかなか昔からあるトイレではちょっと物足りないかなというようなご意見は頂いておりますので、今、議員がおっしゃったその地図のですね、向かって左側、道路との間になんとか新しい、女性も安心して使えるようなトイレはできないのかということで、担当のほうには今、検討はさせております。ただ、なかなか単費でやることは難しいので、できれば国県の補助を見つけた中でですね、やったらどうかという指示はさせていただいておりますので、今ちょっと担当がどこまでその指示どおり進んでるのか分かりませんが、可能であれば私たちのほうはつくりたいなというふうに思っております。ただ残念ながら、このはんばた市場をですね、つくったときには近くにトイレがあり過ぎるので、国の、同時に作りますと国の許可がないという部分があって作らなかったという経緯がございますので、新しいものができれば、古いものは、今度はなくしていくとかですね、うまいやり方で整備はできないかということに関しての指示は既にいたしましたので、ご安心頂ければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

はい。5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あの4ページのこの備品等の管理っていうところですけど、これ厳格に管理運用してもらいたいわけですけど、このはんばた市場の売りとして、このあれですね。アルコール急速冷凍食品っていう、いや、そう、給食冷凍食品か、をつくるためにこの装置を買ったわけです、買ったわけですか。ですけど、結構な金額だと記憶してるんですけど今のところどうでしょうか、不具合ないんでしょうか。それとこのアルコール冷凍急速食品っていうのはどうでしょう、売行きは貢献してるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。機械のほうはちゃんと稼働してて問題なく、稼働しております。ただ、それ一方で売上げのほうはですね、ちょっと詳細までは分かりませんが、ただそれはあくまでも機械の性能よりも商品に魅力があるかどうかというところも含

めますのでね。そこにちょっと偏りがあるものも、もしかするとあるかもしれません。ただ、珍しいものが置いてあるということと、それから鮮度がですね、やはり西伊豆で獲れて、すぐに水揚げされたものがそこで調理されて売られるということですので、評判はいいように聞いております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） えっとね、16ページ。同様に管理運営費のところで、指定管理者は将来または緊急的な大規模な改築、補修維持のために必要な経費として年間30万円を町に支払うってなってるんですよね。これ現在まであれですか、どれぐらい積立てて、現在どれぐらい残ってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。こちらは、積立てはしておりません。毎年、定期的にこの金額を頂いているということでございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） これだから緊急的なものにつて、緊急修理なんかに対して、積立て、用立てるってことが目的でしょう。別にしといて、別にどっか積立てたほうがいいと思うんだけど、一般財源で自由にそこに対応してるってことであれば、結構じゃああれだよ。はんばたに出資、出費してるっていうか、そういうことになるわけですね。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） あの基金等もございませんので積立て等には行ってませんが、毎年定額ですのでその金額のほうの管理はできるようにしております。またあの例えばですね、大規模な修繕等がある場合には、これは会計の性質上、一般会計になりますので一般財源ですね、それを補正して使わせていただくという形になります。

○議長（堤 豊君） ほかにありますか、はい。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第64号、西伊豆町仁科地区農林水産物等直販、直売場の「はんばた市場」の指定管理の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時からとします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 0時 3分

再開 午後 1時00分

◎議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

日程第5、議案第65号、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案は、地方自治法第117条の規定により、仲田慶枝君の退場を求めます。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第65号は、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者の指定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） それでは、議案第65号、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」指定管理者の指定について説明をさせていただきます。初めに議案の字句の訂正を

1箇所お願いします。17ページをお願いいたします。17ページの上から3行目にアルファベットのe、J A F（一般財団法人日本自動車連盟）とございますが、この「財団法人」のところ「社団法人」が正しかったので訂正をお願いします。「財団法人」のところを「社団法人」に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、「こがねすと」の指定管理についてご説明をさせていただきます。令和7年度から「こがねすと」の運営を行う指定管理者を非公募とし、現指定管理者の伊豆半島ジオサイト協会の申請を受け付けました。令和6年10月29日に開催されました、西伊豆町指定管理者選定委員会における審査の結果、候補者として選定されましたので、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」の指定管理者に伊豆半島ジオサイト協会をしてよろしいか、失礼しました。伊豆半島ジオガイド協会を指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。

資料は1ページから11ページが基本協定書の案になります。12ページから35ページまでが業務仕様書。36ページが指定管理料となっております。

指定管理期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、5年間総額で税込み1,850万円となります。内訳は、令和7年度から令和11年度まで各年度まで税込みで370万円となります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） ページ、34ページをお願いします。下から2段目の事業運営ですね。

広報・営業のところにですね、利用促進のための各種広報、営業活動ということで、△、町が△ですね。それで備考のところに「町は既存媒体等の可能な範囲で実施する、実施」っていうふうなことになってるんですが、これは両方を○にしたほうが町も積極的にですね、広報・営業のほうはやられたらと思うんですけど、どうなんでしょう。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。町のほうはですね、もちろん、広報しないわけではなくて町がやれる範囲のところはもちろん、行ってまいりたいと思います。で、指定管理施設ですので指定管理者側のほうでですね、主体を持ってやっていただきたいというところもございます。またほかのですね、民間との関係もございますので、町が表立つということよりもですね、やはり指定管理者様のほうに主を置いていただきたいということでございます。ですので町のほうもですね、もちろん営業活動も含め、広報のほうはしていきますけれども、そこで少しく差をつけたといいますか、分かりやすいように区分をしたということでご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） そうなるとこの△っていうのは、積極的じゃないですよ、町がどうしてもやらなければならないところはやるけど、そんな積極的にはやらないよ。その意味での△なんですか、この△は。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） あの積極的ではないという意味ではなくてですね、町が行える範囲で積極的に行います。ですので例えば、公式の西伊豆町のホームページのほうに直接的なはんばたですね、ごめんなさい。こがねすとのPR等を行わないということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。2ページの下から12356789、10行目。指定管理料の変更、また最低賃金法に基づき厚生労働省都道府県別最低賃金より雇用契約者の賃金に変更された場合には変更するものとするって、必ず変更するっていう文言になってるんですけども。全員協議会のときにも説明がございましたが、人件費、最低賃金が毎年50円アップするよっていう前提で、この費用幾らかかるかっていうのを想定して組んでると思いましたので、50円を最低賃金のアップが上回らなければ変更するものとするっていう規定は余りよろしくないのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） ここはですね、賃金も含めという意味合いで捉えていただければと思います。前段にあるようにですね、物価水準とか燃料費、もろもろございます。それとあわせて最低賃金法のいわゆる雇用の部分はですね、やはりちょっと別書きでですね、しっかりとここは対応するようにという意味合いで分けたといいますか。分かりやすいよう

に記載をしております。これは、ほかの指定管理のところも同じような形で記載させていただいておりますので、そのようにご了承ください。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 私も今のところで、指定管理料の変更というところなんですけど、この予算書にですね、ガイド協会事務手数料33万円の支出が毎年書いてあるわけですね。ガイド協会事務手数料っていう、このこれはどういう性質のもんでしょうかね。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。すいません。今ちょっともう一度、教えていただきたいんですけども、予算書のということでもいいですか。33万円ですね、ガイド事務手数料33万円。指定管理料とは違って予算書のっていうことは、ということですか。はい。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 5 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。大変失礼いたしました。そのジオガイド協会事務手数料、37万円というのがございますけれども、これは協会のほうへとですね、お支払いをしている管理手数料です。協会のほうもですね、協会を運営していく中で手数料としてこれを西伊豆町のこがねすとのほうへと支払うようにということで請求されているものです。いわゆる運営とかそういったものに使われる財源としてお支払いしているというものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 何かこれってじゃあ、まあテキ屋さんのショバ代みたいなもん、これ。何か余り感心しないね、これね。それとね、じゃああの16ページのこのところに、この1番最初の行にね、この毒の吸出し器等ってあるんですよ。これってどんなもんを置いてある

んでしょかね。それとこの器具なり薬品なりの使用期限っていうのはちゃんと確認してるんでしょか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） これ16ページからのものですね。蜂とか虫に刺されたときの駆除だとか捕獲を行う、それとそういうそういった刺されたときの吸出し器ということをやっております。私、すいません。ちょっと中は見たことないんですけども。期限というのは、恐らく吸出しの機械ですのではないとは思いますが、そういったものを含め、応急処置的な器具を置いておくというものになります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 最後にこの33ページですか。施設の管理のところで、ここに上から7行目か。「ただし、年度内において指定管理全体の累計が300万円以上になった場合は、施設の収益等を勘案し、西伊豆町と協議」ってことになってるんですけど、これ診療所の場合は150万円だったんですよね。これ、何でここは300万円にしたんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。ここはですね、診療所とはもともと委託先も別になってますので、趣旨も違いますのでね、ここは合わせるということは特に行っておりません。改めて、ここで費用がですね、その年度年度におきまして多額になった場合には、指定管理先とですね、その収支等も勘案しながらどちらで負担しようかということをここで協議して決めるという内容でございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 何かよくわかんないんですけど、だけどこのリスク分担でこの場合、この表だと乙のほうにリスクがあるんだよね。リスクをくうんだよね。診療所の場合は、甲がこういうことになってたよね。その辺の区分っていうのはどうなんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。ここで言ってるのは乙ですけど、基本、前段のほうではですね、修繕費が30万円未満の場合は乙ということになります。ただし書きで300万円というところになりますので、まずベースとすると乙のほうが、30万円未満の場合にはご負担頂くということになっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 20ページをお願いします。多分この（6）管理に要する経費になると思うんですが、枕状溶岩ということで一色もいろいろこのジオですか、に協力してやってきて、賞状なんかも私どもがやってるときには頂いたんですが、高齢化になり、死亡する方もあり、もう何となく有耶無耶に解散みたいなあれになっちゃっているんです。それで審査があるときなんかは、町がシルバー人材センターさんとかに発注してきれいにさせていただいてるんですが、この辺をですね、やはりジオサイトとして維持していくならば、年に2回ぐらいの草刈りとか整備していただきたいなと思いますけども。こういう管理に要する費用は、この（6）番のところでよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。議員おっしゃるようになりますね、これまでの経緯があって状況が変わってきております。その変わった状況に対して、双方で打合せしたとかっていうのはないんですね。で、実際に、例えば、ジオサイトのお客様が来るときにですね、ちょっと余りにも草が生えててというときには、うちのほうからシルバーさんをお願いしてとかということで、今、対応をとっているというのが今年度の状況です。ですので来年度までにですね、ちょっとその辺はもう一度、指定管理先とですね、打合せをしていきたいと思います。町のほうもシルバー委託も行ってますし、指定管理者とのこれはもう連絡を密に取り合いながら実際に行ってますので、お客様にまず迷惑がかからないようにということで現在動いておりますので、これについては決まり次第、また詳細のところは詰めたと思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第65号、西伊豆町黄金崎公園休憩施設「こがねすと」指定管理者の指定については、
原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

仲田慶枝君の入場を許します。

◎議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第6、議案第66号、西伊豆町有12施設の指定管理者の指定について
を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第66号は、西伊豆町有12施設の指定管理者の指定についてでござ
います。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。

それでは議案第66号、西伊豆町有12施設の指定管理の指定についてご説明をいたします。

令和7年度から西伊豆町有12施設の運営を行う指定管理者を公募しまして、2社から応募が
ございました。令和6年10月29日に開催されました、指定管理者選定委員会における審査の
結果、ビル保善グループが候補者として選定をされましたので、西伊豆町有12施設の指定管
理者にビル保善グループを指定してよろしいか、議会の議決をお願いするものでございます。

資料は1ページから19ページまでが基本協定書の案になります。20ページが指定管理料。
そして21ページ以降につきましては、各施設ごとの仕様書を添付させていただいております。

本12施設につきまして指定管理期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、5年間総額で税込み3億3,859万2,000円です。各年度の内訳につきましては、20ページの指定管理料の記載のとおりとなります。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回、指定管理者を選定するにあたってですね、指定管理者候補の選定についてというパンフが出てますね。この中で選定委員会、出席委員9名、副町長を委員長としてやってるわけですけども。その結果、この12施設についてはですね、先日頂いた資料によれば、ビル保善グループともう一つの共同企業体ですね。これにそれぞれの委員がどういう判断を、査定をしたかというのが載ってます。ただこの表を見てですね、非常に意図的といいますか、恣意的といいますか、そういうのが散見されるんで、ちょっと指摘して質問したいんですけども。例えば、この中の委員の1、それから委員の5ですね。これどなたか分かりませんが。委員の1においてはですね、ビル保善グループと共同事業体と得点の差が27点あります。委員の5に至ってはですね、これ40点あるんですよ。この2名を除くとですね、最高でも7点。あるいは逆転して共同企業体のほうがいいグループもあるわけです。ですからこの極端な27点差をつけた委員の1と40点も差をつけた委員の5を除けばですね、除いてもビル保善のほうが92.6、共同事業体90.0。これにインセンティブ3.0、これ何のためにつけるか分かりませんが。それを入れても確かにビル保善のほうが点としては高い。これは分かるんです。ただこの委員の2名がどういう意図を持ってこうしたのか。これこんな結果が出たときに委員長としてそのときにどういうことを感じたのか。それを伺いたいんですけども、さらにこれ指定管理料でいきますとね、これ指定管理料も前回、聞いたと思うんですけども、このビル保善グループが5年間の総額が3億3,859万2,000円です。これに対して共同事業体のほうはですね、3億1,000万なんですね。ですから5年間で2,859万2,000円、共同事業体のほうが、指定管理料が安いわけですよ。この2.6ポイントの差、点の差です。

ね。これとこの2,859万2,000円。これをどういうふうに測りにかけたのか、その2点をお伺いします。

○議長（堤 豊君） 副町長。

○副町長（高木光一君） まずですね、採点結果につきましては、この当日にどなたが何点を入れたかっていうのは公表されませんでした。ですので、私のほうとしては何名、個々でのですね、点数差っていうのは把握しておりません。ただ全体的な皆さんの意見を伺っておりますと、新たに今回、公募された方、企業体につきましては、確かに指定管理料も低く抑えられてましたし、実現できるのであればすばらしい提案かなと思った委員さんも多かったのではないかというふうに感じました。ただですね、それが実現可能なのかっていう部分で、個々の委員さんが判断した中でですね、点差の開いた委員さんがあったのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今のは答弁が半分ですよ。これ、2,800万との差を見てどう思ったのかってところあるんですけども。例えばね、この委員の1、120点満点で113点なんです。ほとんどがもう例えば、これ10何項目あるんですかね、2、4、6、8、10、12、14、16、18、20項目のうちに満点を12項目付けてるわけです。一方でね、相手方に対しては、実は2点なんていう評価をしてるわけですね。2点。その2点は何かという町との連携体制は十分か、こういう評価が2点なんです。2点っていう評価はどういう評価ですか。例えば、普通に考えて指定管理に応募してきて、町との連携、指定管理の選定までのいろんな提案だとか、こういうところが不備だったってことですか。それとも指定管理っていうのは指定管理をやり始めて、そして町との連携がここはちょっと危ないねっていう判断、これをこの委員はしたのでしょうか。とにかく2点という評価をしてる。一方で、現行のところをもう半分以上のところを満点つけてる。もうこれはね、意図的か恣意的か。何かそんなふうにとられても仕方ないような、これ点だと思うんです。で、さらにこの委員の5ですね。5のほうも40点差がつきますか。よっぽど何か意図があるんじゃないですか。120点満点で評点をつけるときに40点も差をつける。そこにちょっと僕は疑問を感じました。先ほどのその約3,000万近い、5年間でね。これとこの評価との結果は違うわけですよ。片方は安いけども評価低い、片方が高いけどもやってくれるだろうと。その辺もう一遍、見解をお願いします。

○議長（堤 豊君） 副町長、副町長。

○副町長（高木光一君）　そうですね。指定管理料の算定につきましては、それぞれの企業体の方が収支計画、それから利用者の見込み等に基づいて計帳、不足する分を算定したというふうに思われます。指定管理料を少なく抑えるには、当然、そのコストの削減とかですね、収益増を図るということになるかなと思いますけども。先ほども申し上げたとおりですね、その差よりもやっぱり実現可能性がどうかっていうことも踏まえた中でですね、指定管理料を総合的に勘案し、判断をされたのではないかというふうに思います。個々の委員さんがどのようなことで差をつけたかっていうのは、ちょっと私にははかりかねないところでございます。以上です。

○議長（堤　豊君）　6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　その実現可能性が高い低いっていうのは、例えば、どういうところでそういうことを判断してるんでしょうか。例えば、この提案ちょっと無理よねって、代表的なところがあれば聞かしてもらいたいんですけどね。ここがこういうふうに言ってるけどもそれ実現難しいよねって感じた部分ってあるんですか。

○議長（堤　豊君）　副町長。

○副町長（高木光一君）　ちょっとどこまで具体的に言っているのか。この後もまた指定管理応募されるときに、その辺もその企業体の方の手の打ちを見せるようなことにもならないかなと思うんですが。例えばですね、今回についてワーケーション施設の関係ですが、たしかですね、その指定管理料の差程度の収入を多く見込んでたっていう部分もあったかなというふうに思います。それからクリスタルパークの新たな取り組みにつきましても実現的に難しいのではないかなというふうに私は感じたところもございました。ただ、ほかの委員さんはどこのところでどう感じたかという部分につきましては、それぞれの委員さんの判断だというふうには思っております。

○議長（堤　豊君）　6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　我々には、その例えば、3億1,000万でできるよっていう資料の公開がないわけですね。だから今のビル保善と今度の新しいところではどういうところの、項目ですね、収入面、費用面、こういうもので何が違うのかっていうのが分からないと、今の副町長の答弁の、例えば、ワーケーションの部分でそんなに収入ないよねっていうのは、じゃあいくら対いくらなんだっていうところの判断もできないわけですよ。ですから金額がね、これ例えば、金額も上回ってますよと、評価は同等あるいは評価でも上回ってますよってことであれば、我々はやっぱりビル保善さんの実績を買いたい。これはもう心情としてそうで

す。でも金額は安くしてる、何に無理があるのか、そういう判断を委員がするに至る根拠は何かっていうのが示されないと、なかなか納得できない部分があるんじゃないかなというふうに思いますけども。今後ね、この今のような選考でいいと思いますか、逆に言うと。今回こんな結果出てます。皆さん、どれだけ検討しか知りませんけども。この結果を見てちょっとびっくりしたんですよね。これだけ極端な評価をする委員が選ばれてるってことに対して、物すごくちょっと違和感があったんです。それ人それぞれですからいろいろ差はあるでしょう。だけれどもこれだけ差が出てくると、ちょっと委員の選び方にも問題あるんじゃないかなっていう気がしてしょうがないんですけども、その辺についての見解をお願いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。委員の選定については、その時々役職であつたりとか充て職的なものもあろうかというふうには思いますけども。その都度、適切な方をお願いできればというふうに思っております。評価が5段階か6段階か、ちょっと私、確認できませんけども。6段階の評価だそうです。そうするとですね、1が不適で6が適。多分、真ん中に普通の上下っていうのが多分、出てくると思うんですけども。ちょっとこれは無理だろうなと思うと普通の下になるんで多分、3点がつく可能性があります。で、提案よりも少しいいなというふうに思うと5点っていうことで、ここで1項目でいきなり2点差が開くっていうこともあるのではなかろうかというふうに思います。逆に真ん中に集めようとするとも必ず3か4っていう形になりますので、ここで1点ずつ開いていくっていうこともあるのかなというふうに思います。これは人事評価のときもそうですけども、比較的この人は普通だよなっていうと、皆、3で並んでいくっていうのはちょっとおかしいだろうということで、人事評価については6点制にして、普通なんだけれども普通よりもちょっと劣るのか、普通よりもちょっと上なのかということで6点制を選んだということを私記憶をしておりますので、確かに40点開いてるというというのは開き過ぎなのかなというふうに受け止められるところもございすけれども、やはりここはやってくれるだろうというのと、やっぱりちょっと疑問があるよねっていうことをはっきり評価された方が40点の差をもたらしているのかなというふうには思っております。ただ、金額の面につきましては先ほど副町長が言ったように、余りにも見積りが甘いのではなかろうかというところが見受けられるというようなところもありましたので、評価として私は委員会のを尊重して本日こちらに出させていただいたというところでございます。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君）　ですからぜひその例えば、相手さんのね、見積り。これを見せていただきたいというふうに、これ思いますけどもいかがですかという質問と、例えば、こういう得点でいろいろ評価するっていうのはですね、例えば、スポーツに例えるのはちょっと違うかも分かりませんが、今ややっぱりいろんなフィギュアなりスキーのジャンプなり、なかなか人間のその印象で得点を決める協議をですね、1番上、1番下、もう極端にならないようにそういうところは排除して平均をとったりしてるわけですね。そういう意味では、こんなに極端な例が出るとすれば、これからやっぱり次はですね、そういう配点の仕方を含めてね、これ考える必要があるんじゃないかなというふうに単純に思いました。1問目のちょっとこれ無理じゃないかなという判断するような、その金額提示ですね。例えば、恐らく普通にいけばですね、電気の使用料だとか水道の使用料だとか、この辺っていうのはそんな変わんないと思うんですね。恐らく収入の面で、例えば、今、2,000万ぐらいしかないやつを3,000万にしていると5,000万にしているとこういう、きっと差があったんじゃないかなと。ワーケーションあたりはね。ということですから、ぜひ我々にはビル保善さんのやつは我々に提示がありましたね。だけど相手方ないんで出来れば見せていただきたいと思いますけども、いかがでしょう。

○議長（堤　豊君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　はい。公募のものでございますので、一応、資料のオープンについては先方、これ当然、両者がオーケーをしてくれなければ比較にはできないというふうに思いますんで確認をした上ですね、両者よろしいということであればご提示をさせていただきたいというふうに思います。というのも、やはり両社、多分、うちだけではなくてほかのところも指定管理をお出しなされていて、もしかすると類似のようなものを提案される可能性もございますので、その辺は慎重にさせていただきたいと思います。点数のところにつきましては、確かに高橋議員のおっしゃるとおりスケートであったりとか体操とか、上、下、1番高い、1番低いを除いてですね、平均のところでしたっきりとした点数で争うというようなことが行われているのも私も承知をしてございますので、今後、そういう指定管理なり何かの選定のときにつきましたら、参考にさせていただければというふうに思います。

○議長（堤　豊君）　ほかに質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君）　えっとですね。このワーケーション施設のことにに関してなんですけども、議案の表記の12番の住所ですね。宇久須、宇久須港湾岸海岸というところと、229ページ

にある住所ですね、ここに所在地として、クリスタルパークと2箇所書いてあるということですよね。っていうことは、これは普通に推測するに深田の海岸のところとクリスタルパーク、この2箇所を使うっていうか、その2箇所を移動する可能性があるということでこういう表記をしているっていうふうな形なんでしょうか。その辺の確認をしたい。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。議員のおっしゃるとおりです。現在はですね、深田のほうにございますので、深田の施設内ということで書かせていただいております。一方、仕様書のほうは、これまでクリスタルパークにも以前、置いてあったということで可能性として、移動する可能性もございますので表記のほうはそのまま残させていただきました。で、これ逆に書いておかないとですね、もし本当に移るよとなった場合、近くと同じ、何ですかね、敷地内であればスタッフとかも変わらないと思うんですけど、今度その深田からですね、クリスタルパークのほうとなると、ちょっとスタッフのほうの影響も出るかなということもございますので、そういったものを含めた中で記載のほうを残させていただいたというものでございます。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） スタッフもそうなんですけども、多分、深田からクリスタルパークに移動するのにですね、その費用面がね、どれくらいかかるのかっていうのもあると思うんですけど、基本どれだけかかるのかっていうのはちょっと私も承知してないんですけども、その辺の費用の申合せとか、そういったものは、これはどっかのところに規定してあるものなんでしょうか、その辺どうでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） あの実際のところ、今回、深田のほうへと施設のほうはもう既に移動してございまして、基本的にはあの場所でキャンプ場と併せて運営を行うというのが根本にございます。で、実際に動かすとなりますと車検等を取ったり、それから移動についても費用が大変かかるということが言われておりますので、その部分についてはですね、指定管理のほうにはもともと何っていうんですかね。動く前提の費用までは含めておりませんので、もしそれが必要となるときにはまた改めてですね、協議をする必要あると思います。

○議長（堤 豊君） 7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） あともう1個ですね、車検等の話とですね、あとはあその深田の海岸沿いにあるっていうことはですね、津波のリスクっていうふうなことは常々言われると思

うんですけども、そういったところに指定管理に出すとはいえ、町の施設のものを置いてく
ってということに対して、その責任とか問われないかっていうふうなことにに対してはどうなん
でしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） そこにつきましては、もう既にキャンプ場も含めですね、も
ともとある施設ですので、有効的に活用していく必要があると思います。一方で、やはりそ
ういった危険性も伴っております。それはもう地理的にしかたない部分ございますけれども、
そのために避難道の整備ですとか、それから緊急時におけるマニュアル等を用意して、その
お客様にですね、避難等のご案内も含め、指定管理の中でやって頂くようお願いをしてい
るものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時54分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） ページは、233ページになります。このイのところにですね、施設の
協力業務ということで、bのところに次の事業の開催に当たっては敷地使用等について協力
するということで、夕映えの響き、海の安全祈願祭と海水浴場開設に伴うライフセイバーの
配備があります。ここは何の事業かというところ、ワーケーション事業のところにこれが書かれて
おりますけども、場所的にはですね、この事業とワーケーションの、今、施設が置かれてる
とこと全くかぶらないのではないかと思いますけども、ここに記載されている意味合いに
ついてまずはお伺いします。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。このワーケーション施設におきましては、キャンプ
場と同じ敷地、同一の敷地内ということで、ここにあってうたわなくてもいいんじゃないか

という趣旨があるかと思いますが、同一敷地内ということでありましたので、可能性としてゼロではないというのもありまして、そこはキャンプ場とですね、同じような仕様にさせていただいたという経緯がございます。実際に使うかどうかというのはまた分かりませんが、ただ同じ敷地の中ですね、こういったイベント等を行いますのでそこは併せて記載をさせていただいたというものでございます。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。納得はできませんけども、課長の説明は分かりました。次の質問ですけども、12施設についてはプロポーザルということで提案をしているかと思います。東海ビル保善についてはですね、5年前も当然、提案内容があったかと思います。5年経過してまた新たにですね、指定管理を受けたいということで、新たなご提案が出てくるかと思いますが、5年前とですね、今回で特に大きく変わったプレゼンテーションというのは何かあったのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回ですね、新たにご提案がありました。多々ございますけれども、主なもので言いますと例えばですけど、クリスタルパークのところへですね、ドッグランを新設しようという提案がございました。最近その犬をですね、連れて旅行される方々も多いということで、そういったところに対するサービスをしたいということがあります。それからクリスタルパークで言いますとカフェのところですね。ショップ棟が今回、工事で少し再編されるということで、カフェの利用増が見込まれるというところからメニューを一新するというものであったり、あとはクリスタルパーク内の視界性が悪いということでちょっと案内板をですね、変えたりとか。それからあとは体験工房のほうでメニューを新しくする、特に家族をターゲットとするところにも少し拡大しようかということ。それから雨の日などでですね、遊んで頂く、特にお子さんとかですね、遊ぶスペースが今までなかったんですけども、今回の工事によりまして少し広いスペースもできますので施設の中にですね、そういった空きスペースを利用して遊具を置いたりとか、そういったところを設けようというものがございます。あとはですね、例えばですけど、やまびこ荘なんかで言いますと、あそこは食事が終わるとですね、近くにコンビニとかお店がないもんですからね、夜おなかが空いたりとか、そういったお客様がいることもあるということで24時間対応できる自動販売機ですね、食料品の。そういったものも考えております。牧場の家につきましても、人の人的リソースがですね、割くために券売機ですか、置いたり。あとは黄金崎のダイ

ビング休憩施設なんかですと、お客様がですね、海から上がって、大分、体が冷えてあったかいものが欲しいという要望があったりもするそうなので、そこにはやはり同じように麺類などの軽食が提供できる自販機を置くとか、そういったご提案がありました。あとは牧場の家ですと、先ほどのペットと同じなんですけどペットと宿泊できる専用のコテージを設けたというようなご提案があります。あとはですね、これまで、新しいワーケーションの施設についてはテントサウナですか、これを一つ。一つというか数はちょっと分かりませんが、設けようかということですね。キャンプ場、それからここにシャワー施設と海も目の前にありますのでね、そういったそのサービスを提供していきたいというふうな提案を受けております。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 4 ページでお願いします。第三者への委託ということでですね、2 項に、「乙は事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、管理運営業務の一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない」ということで、第三者への委託の条項がありますけども。これもう町は、町がですね、乙だから町がこの第三者に委託してもいいよってというような件数、これはどれくらい把握しているんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） ここで言う乙はですね、ビル保善グループさんになります。で、今、現在も行ってますけど、えっとですね、シルバー人材センターさんですね、あの草刈り等のですね、委託が既に行われておりますので、そこについては引き続き、今後も第三者への委託というのがあろうかと思っております。またさらにですね、ほかにもこういったことがある場合には事前に町のほうへとお話を頂いた上で協議をして行っていただくというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） それでは現在のところ、シルバー人材センター 1 社ということですね。分かりました。それじゃあそこはあれで、次にですね、77 ページからお願いします。そのせせらぎの湯からですね、安城公園のふれあい公園の、じゃない。6 番の沢田公園露天風呂の料金表に全部こう出てきてるんですけども、その備考のところですね、松崎町民を含む含まないということがあるんですけども、これは合併のときの残りだと思うんですけども。こ

れ61歳、65歳以上、町内は65歳以上なら200円ということなんですけども、松崎町民は400円払わなきゃならないんですよね。そうすると、この松崎町民含む含まないの備考はもう要らないんじゃないかと思うんですけど、何かここでこれを書かなければ何か不足っていうか起こるんですか。これをどうしても入れなきゃならないという理由は何かあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 多分、公共施設につきましては、松崎町さんと相互利用という観点がございますので、町内の大人12歳以上は400円で多分、統一をされてるんだろというふうに思います。その中で町内の65歳以上の方については、なお福祉の面を含めておりますので、この半分ということで200円という規定がつくられていると思いますので、そこには松崎町の65歳以上の方は関係ありません、町の福祉では関係ないので。なのでこういう書き方になってるんだろというふうに思います。

○議長（堤 豊君） はい。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） だから町長、だからね、これいらんんじゃないですか。ね、もう松崎町民は400円なんですよ。200円、松崎町民が65歳以上でも200円にはならないんですよ。400円払わなきゃ、みんな一般、ライダーで行ってる人もこの金額は払ってるんですから、もう僕は合併のあれじゃないのかな、なんでここに、全部載ってるんですよ、沢田公園まで。まあ、どうぞ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。堤議員のおっしゃるとおりです。「松崎町民含まない」と一々、書かなくてもそうだろうというのはそのとおりかもしれません。ただ、逆に松崎町民が、いや私も65歳以上だからっていうふうにこられるときにこれが書いてあるか書いてないかで、多分、効力が分かりやすくなるんじゃないかなろうかということで書いてあるのかなというふうに思いますので、その辺でご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それはそれじゃあそれで、あと132ページをお願いします。（3）植木・植物等の管理業務ですね。※令和2年4月から樹木・植物の管理を変更する。産業振興課協議することってこう括弧になってるんですけど、これはどういうことなんですか。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時 7分

再開 午後 2時10分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

産業、失礼しました。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。失礼しました。ここのですね、植栽のところですけども、それまで指定管理者側のほうで主として行っていたというところだったんですが、ここの場所については、大浜区がございまして区のほうと、こういったものを植えたいとかあるいは、場所的にですね、避難道とかもございしますので、そういったところからも全てを指定管理者側ではなくて町が間に入ってですね、協議しながら一緒に進めていきたいという意味合いでここを追加させていただいたと、この当時ですね、記載をさせていただいたというところでございます。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） これはそれでは課長、安城のその中、ふれあい公園、安城ふれあい公園、安城岬ふれあい公園の中の樹木ではないんですか。このまあ、町長もよくご存じだと思うんですけど、この安城公園できるときに一緒にこの樹木の管理等のあれはやって、ちょっと議場が紛糾したときがありましたね。何でそんな背の低いシャリンバイばかり植えるんだって言ったら、文化庁の指定で塩に強い、植栽する樹木はこれでなければ駄目だというような指導があったということでシャリンバイが大分、植えられたと思うんですけども。そういうようなものを管理するんじゃなくて、その外れている道、安城公園に入らないところのことをこれは言ってるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） あの公園からですね、安城岬のほうへ行く途中も含まれてます。ですので、公園管理の中、全体を通してですね、その区との協議を行うということで町がこれをですね、間に入って行うほうがより円滑になるということです、そこは記載を一つしてあるということです。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） すみません。課長、それじゃあこれは全然、文化庁とかそういう西南海岸の国立公園のあれには関係ないんですか。例えば、138ページの赤いところを見ますと、

これ全部が条例で規定する公園範囲っていうようなことで載ってますけども、そういうことになる文化庁の指導が入るんじゃないんですか。その辺は大丈夫なんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。例えば、植栽する花とかもある程度、その規制といますか、ある。それからこういった国立公園のこともありますので、それを含まないとやはり町が間に入るのがスムーズにいくということになります。ここに記載をしておいたほうがですね、よりその辺を柔軟にですね、うまく、区、それから町、そして指定管理先が運営していけるということになると思います。

○議長（堤 豊君） 質疑、ほかにありませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 28ページお願いします。この食堂施設の運営業務のところでのこのイのところのbに「利用者の要望に応じた特別な対応及び食事の特別料理等に取り組む場合は、事前に産業振興課と協議する」事前に産業振興課と協議する。私なんか考えるに、これもう指定管理者に任せただからね、指定管理者に自由にやらしたらいいんじゃないか、もう。一々、そんな事前にこれこういうことやっていいですかなんて聞かなくていいのかって思うんだけど、どうしてこういう項目を設けたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。一般的には議員のおっしゃるような運用で行っています。ここに書いてある特別ということですね。で、いろんなニーズに合わせてですね、メニューも変えていっているということです。やまびこ荘につきましては、例えば、お正月に合わせてですね、事前に予約制でお節みtainなものをつくったりとか、そういった特別なものをですね、行う際に協議をした経緯もございますので、そういった意味で通常のもので、営業の範疇の中で行っていただく分には町がそこに対してこうしなさい、あしなさいというものはございませんので、そのようにご理解頂ければと思います。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 次のページのね、30ページの施設利用客の利用時間というところで、この定休日があるんですね。この表記はですね、温泉に対するものなのか、プールに対するものなのか。定休日って書いて11月から2月、週1回っていうのですね。これプールってもう11月から12月って全休でしょ、これ。これちょっと表記の仕方っていうか、どうなんですか、どういうふうにとったらいいんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。あのここの施設、やまびこ荘ですね、施設になりますのでお休みがですね、ここに記載されている以外、3月から10月というのが基本的には無休、11月から2月にかけては定休日設けて週1回お休みを設けるという設定になっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、だからね、ここに温泉とプールって書いてあるわけですね。それでプールはたしかここどっかに、ここにじゃないけど11月から2月までですか。もう休むって書いてあるわけですね。それでなおかつここで、11月から12月は週1回の休みだっって書いてあるんだけど、ちょっとこの書き方をね、検討してくださいよ。えっとね、74ページお願いします。ここでこの5番のですね、管理に要する経費ということがあるわけですね。これのところでせせらぎの湯っていうのがほかの3施設より人件費とか温泉使用料とか突出して高いんですけど、この理由っていうのは何でしょうかね。せせらぎの湯だけ突出している。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） すいません、もう一度、すいません。確認させてください。72ページの（3）利用料金の、74ページの（5）ですか。の指定管理料についてでよろしいでしょうか。今のその、ここと、ほかの温泉施設の記載が違うけれども、どういうことかという趣旨でよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ほかの4施設あって、ほかの3施設よりせせらぎの湯だけ突出して経費が高くなってるっていうのはどうしてかっていうこと。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） すいません、経費が高いというのは、ここの中の資料ではなく別のところでの比較ですか。ちょっと資料を確認させてください。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時29分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

審議を続けます。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。大変失礼いたしました。この温浴施設の経費の違いなんですけれども、せせらぎの湯はまず営業時間がですね、9時から20時を基本としております。一方、なぎさ・しおさいについてはですね、日中は今あの予約制となっております。なので予約があった場合に貸切りということで営業しておりますので15時以降はですね、通常一般の方にもご利用頂くように開いているということです。ですので、まず集客がもちろん違うのと、それからかかる経費もそこによって人件費、それから水道光熱費等が大きく変わってくるということです。で、せせらぎにつきましては費用のほうもほかの施設よりも大きいんですけれども、収入のほうも同じようにですね、ほかの施設よりもかなり多く入っているという状況でございます。失礼いたしました。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） この温泉4施設はですね、ともに令和5年では赤字だったわけですね。中には大変大きな赤字の施設もあったわけですけど、ここで令和5年に指定管理者選定があったんですけど、そのとき指定管理者のね、プレゼンが当然、あったんですけど、この温泉赤字施設に対するこの改善策っていうようなことは、指定管理者等は示されたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。これをあのそれまでのですね、赤字の幅がやはり大きかったのを踏まえまして、営業時間を短縮したり、あるいは予約することを取り入れたということでこれをこれからも引き続き行っていくということです。んで、予約制にすることですね、これまでお客さんが居ようが居まいが職員を配置して、お湯を張ってという状況でいたところ、予約制にすることで無駄な経費を削減できる。それで必要最小限の準備でできるということで実施をしてまいりましたので、ここにつきましてはこの後も引き続き、同じ体系で行っていくという予定であります。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやそれはなに、動いていくときだよ。だからその選定のときですよ。選定、選定において、指定者、指定者管理、指定者管理か。選定するときにプレゼンがあったかっていう、その温泉施設のね、赤字改善策のプレゼンがあったかってことを聞いている。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） プレゼンのときにはですね、新しい提案というところではありませんでしたけれども、これまでの対策として、なぎさとしおさいについては利用者が少ないために今言ったような貸切り露天風呂として行ってきたということの説明がありました。実績とすると、当初はそういった動き初めてでしたので、もちろん少なかったんですけど、県外からの家族連れですとか、団体の貸切りというのが少しずつ増えてきているという状況を伺いました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 214ページをお願いします。またトイレの話をしめますけども、トイレばかり話ししてあれですけども。ここで施設内容の（３）の中のウ、公衆トイレ木造平屋建て、これ町所有建物ということで（ケ）公衆トイレＲＣ構造、これが県所有建物。で、ここにですね、（ケ）公衆トイレ及び（コ）シャワー棟は県有施設であると。ただし、県と町との協定書により修繕等については町（指定管理者）が行うこととしている。敷地についても県の所有であるが、県と町との協定書により町（指定管理者）が管理していると。こう書いてあるんですけども、このＲＣ構造のほうですね。227ページの写真でいくとよく分かるんですけども、駐車場入ってすぐのところなんですけども、これずっとですね、男性トイレが使用不能が二つあって、長島まちづくり課長と私はずっとやりあったんですけど。ここにきて全部がきれいに使えるように観光地のトイレのようになってます。そのときは壊れてるから直しなさいよって言ったら、それは県のものであるから県の所有であるから町が直してくださいとは言ってるけども県が直してくんないですよってというような回答で、ずっと直ってなかったんですけども。ここの一文を読みますと、「修繕等については町（指定管理者）が行うこととしている」と、こう書いてあるんで、これからはトイレ、男性トイレですね、男のほう。私は女の方は入れないですから男の方のトイレに関しましては使用不能というようなものは出てこない、こういうふうと考えてよろしいんですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。この件につきましてはですね、夏終わって9月だったか10月だったか、私たちもですね、県のほうに行って直していただきたいという要望でお話合いに行ってきました。で、実は今年あのなんですかね、地震で海水浴場ちょっと閉鎖した期間ありましたよね。あのときにここの深田の海水浴場でですね、放送かけたらですね、放

送設備の一つが、音が出てなかったんですね。で、それも含めてですね、県のほうにちょっと相談行ったんですけど、そういった緊急性の高いものについては早めに対応しますと。ただこういった施設のほうについては、県の本課のほうに予算要求をしなきゃいけないというお話がございましたので、そこについてはぜひお願いしますということで要望のほうは上げて来ておりますけれども、それがすぐにということかどうかはまだご返事は頂いておりませんが、引き続き、それについては県のほうと協議しながらお願いしていきたいというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 課長、課長、質問が課長に集中してるんでちょっとね、大変だと思うけどお話よく聞いてください。そのね、トイレが今までは長島課長とやっていったら県の施設だから県が直してくれないんですよっていうふうなあれがあったけども、この一文によると、「ただし県と町との協定書により修繕等については町（指定管理者）が行うこととしている」とこう明文化してあるじゃないですか。ですからこれからはもうそんな使えないトイレが二つも男のほうの、立つほうの、小のトイレですけど使用禁止なんていうあれが張ってあって、二つは駄目になっていたときがあったんですけども。それが今は直ってます、きれいにね。だから観光地のトイレである以上はですね、使用禁止なんてあれがもう 1 か月か 2 か月 3 か月ずっと、あのときは結構半年ぐらい続いたんじゃないかな。2 基目が駄目になって二つ、端と端だったと思いますけども、私はそこに出かけるときはあそこのトイレよく利用するんで、一応、状態を見ながらですね、キャンプ場ですのでチェックしてるんですけども。こういうふうな一文があるんですから今度は町が駄目になったら町が率先して直せるんですね。そういうことを聞いてんです。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。失礼しました。確かにこの一文を見ると町ができるというふうな読み方、読むことができます。で、県のほうとここは調整が必要になるんですけども町のほうでもですね、予算的なものありますので、簡易なものについては県と協議した上で、こちらで対応させていただきますというようなことで対応を実際にはしておりますが、やはり大きなものですとかですね、あとは金額がかかるものについては県と協議しながら、例えば、指定管理者に入っていただいてですね、どこの部分が壊れてます。じゃあ見積りをとりますねとかっていうことで指定管理者のほうで動いていただいて、町のほうからま

た県にお願いするというようなことで動いておりますので、そこは調整をしながら実際には運用している状態でございます。

○議長（堤 豊君） はい。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 町長に、最後の質問はやはり町長。ね、観光地のトイレですから使用禁止なんてあれが貼ってある、みずらいですよ、本当に。だからそういうことがないようにやっぱり町長、ぐるっとこうね、近いですから見渡していただいてそういうことのないようにですね、指定管理者に指導をしていただくと。こういうことをお願い、お願いしちゃいけないけど質疑だからしたほうが良いと思いますけど、どうですか。最後、町長まとめてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。私も堤議員がここの質問をされたときにはてなというふうに思っていたんですが、課長の説明を聞きながらですね、そういうことかということは理解できました。というのは、今うちが指定管理に出すときは、要は、30万円以下のものについては指定管理先がやってくださいと。それを超した場合は、町と協議もしくは町のほうがやる。年間150万とか300超えたものについては町がやるという規定が、多分、今まで誰かの質問であったと思います。なのでこの修繕というのは、あくまでも軽微な修繕は町でやってください、ただ便器を買いますよとか、大がかりな改修については、従前、県のもので、多分、長島課長も渡邊課長も大きな改修は県にお願いをして本課が予算を取ってやる。ただ、緊急を要するラッパの修繕はやらなければいけないんで、もうすぐに予備費で県がやってくれたってところでございますので、そのトイレのこの修繕がですね、どの程度なのか。若干、こそこそとやれば収まるものであれば町のほうで対応させていただければというふうに思いますけども、やっぱり大規模な修理ということになりますと当然、所有者の県とお話合いをして、どちらが予算を持つんだということをやらないとできないんだろうというふうには思います。ですので、今後も県のほうに必要なものはどんどん要求をしてですね、なるべくやってもらうようにしたいなというふうには思いますが、議員がおっしゃるように観光地としてやはりトイレがきれいにこしたことはございませんので、町としてもできることはやっていきたいなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

質疑なしと、5 番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 134ページ、安城岬の、安城公園の話なんですけど、ここに業務実施体制の管理運営人員についてっていう項目あるわけなんですけど、ここで言ってるのは施設管理者となるものを1名配置すること。それで置けない場合は代理を配置するってこと。で、等々読んでいくと、まあ運営管理者はここだけだと現場にいらなくてもいいんじゃないかと思うんだけど、すごい読んでいくとどうしてもじゃあ現場にいなければね、できないっていうようなことなわけですよ。だから保安警備の業務とかヘリの緊急時の業務とか利用者が負傷したときの対応とかそういうことを求めているわけですよ。何かちょっとこれで本当に人を配置しているのかっていうことと。で、見ていくとね、運営費において、運営費。ここの運営費ね、安城岬の人件費はゼロなわけですよ。これってどういうことですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。こちらにつきましてはですね、先ほど再委託の話があったと思いますけれども、シルバーさんのほうへとその人件費も含めですね、委託をしております。よって直接的な人件費というのが計上はされておりましたが、人にかかる部分についてはシルバーのほうへと委託料として支払っているというふうになっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） そのところはじゃあ半分納得するけど、あのそこで運営管理、草刈り、掃除ね。それで負傷者に対する対応。そして例えば、ヘリが来たときの対応。そういうことまで求めているわけですよ、読んでいくと。そういう場合は、この常駐っていうかシルバーだけでいいのかってことになるんだけど、どうですか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。緊急とかがあった場合はですね、一応、そこにいる方に指定管理者はもちろんそうですけども、場合によって町のほうへ直接連絡を頂くということもケースによってはございましたので、そういったもろもろの管理を含めて、1ということになっております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 沢田公園露天風呂のところを伺いたいと思います。115ページからなのですが、これはここのところの指定管理は、町の西伊豆町有施設「沢田公園露天風呂」指定管理ですよ。で、例えばですね、119ページの1番上を見ると樹木・植物等の管理業務のところに敷地内におけると書いてありますが、ここの指定管理業務の敷地というのはどこのこ

とを指すのかということ伺いたと思います。例えば、127ページに施設図面というのがございますが、この赤いところのみを指すのか、その辺のところをちょっと伺いたと思います。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。ここの図面に示してあるところは範囲となっております。ただ、実際はですね、これ以外も含め周りの汚れてたりとかそういったことも、実際にやっていただいております。よかれと思ってやり過ぎるところも実際にあったりもするという事で、ちょっと管理のところについてはですね、現在、ビル保善さんと協議が必要なところも実際あるというふうに聞いております。ここについては、来年度以降また同じところですのでね、少ししっかりとお客様が快適に過ごせるように管理をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） はい。記録に残るのでここで申し上げておきますけれど、ここは重要なジオサイトでもあります。ここに見学に行ったときにもう見学だけだったら入るなぐらいの感じに今なっているので、やはりここの指定管理が露天風呂だけであれば、もうチケット売場はもう露天風呂の横にするとかそのようにしていただかないと、はなはだこの見学、ジオパークとして楽しむということが今とても難しい状態になっているので、そのところしっかり指定管理者とお話頂いて、話していただきたいと思います。お願いします。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。お風呂ならず、公園全体を管理するように指定管理者と協議をまいります。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） そういうことを私は伺っているのではなくて、この指定管理の仕様書がもう露天風呂ということなので、そこだけで結構でございますということでございますけど、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。お客様に迷惑にならないようにですね、全体の管理も含めしっかりと管理を、指定管理のところを管理していただくように伝えておきます。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第66号西伊豆町有地12番、施設の指定管理の指定については、原案のとおり決定することに、失礼しました。

失礼しました。

西伊豆町有地12施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり決定されました。

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第7、議案第67号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算の（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第67号は、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） それでは議案第67号についてご説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,910万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億5,950万円としたものでございます。

2 ページをお願いいたします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順で説明させていただきます。1 款保険料、1 項介護保険料ともに25万円。3 款国庫支出金、1 項国庫負担金ともに950万4,000円。4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金ともに766万8,000円。5 款県支出金、1 項県負担金ともに491万6,000円。6 款財産収入、1 項財産運用収入ともに159万7,000円。7 款繰入金、1 項一般会計繰入金ともに402万8,000円。8 款繰越金、1 項繰越金ともに1億1,113万7,000円。歳入合計に1億3,910万円を追加し、14億5,950万円としたいものです。

3 ページをお願いします。続きまして歳出です。1 款総務費、46万円。1 項総務管理費、41万7,000円。2 項徴収費、4万3,000円。2 款保険給付費、2,840万円。1 項介護サービス等諸費、2,730万円。2 項介護予防サービス等諸費、110万円。6 款基金積立金、1 項基金積立金ともに1億702万7,000円。8 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金ともに321万3,000円。歳出合計に1億3,910万円を追加し、14億5,950万円としたいものです。

4 ページをお願いいたします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括 歳入です。2 ページの第1表 歳入歳出予算補正と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちら3 ページの第1表と同様ですので、省略させていただきます。補正額の財源内訳は記載のとおりでございます。

5 ページをお願いいたします。歳入です。主なもののみ説明いたします。3 款1 項1 目介護給付費負担金、950万4,000円の増。これは歳出の保険給付費の増により国庫負担金の現年分426万円の増額と、令和5年度分の精算により過年度分524万4,000円の増額です。4 款1 項1 目介護給付費交付金、766万8,000円の増です。こちらも保険給付費の増に伴う、社会保険診療報酬支払基金の交付金の増となります。5 款1 項1 目介護給付費負担金、490、失礼いたしました。4,916万円。こちらも保険給付費の増に伴う、県負担金の増です。失礼いたしました。失礼いたしました。491万6,000円の増です。失礼いたしました。6 款1 項1 目利子及び配当金、159万7,000円。これは基金積立金一括運用による利子利金の増になります。7 款1 項1 目介護給付費繰入金、355万2,000円。こちらも保険給付費の増に伴う一般会計繰入金の増です。

6 ページをお願いいたします。8 款 1 項 1 目繰越金、1 億1,113万7,000円。こちらは令和 5 年度からの繰越金を計上するものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳出です。こちら主なもののみ説明させていただきます。
1 款 1 項 1 目 41万7,000円。こちらは令和 6 年 4 月 1 日付の人事異動に伴う給料等の増額をするものでございます。2 款 1 項 5 目施設介護サービス給付費、2,730万円。こちらは介護医療院の利用者数が第 9 期介護保険計画では、月13人の利用を見込み予算計上しておりましたが、8 月サービス提供分までの利用実績が月平均19人となっているため、今後の利用者を月平均20人が利用すると見込み、増額するものでございます。2 款 2 項 6 目介護予防サービス等諸費、110万円。これは要支援の認定を受け、玄関、廊下、浴槽、トイレなどに手すりを設置するための費用になりますが、先ほどと同様、第 9 期介護保険計画では年12件の利用を見込み予算計上してございましたが、現時点で支給実績 5 件と支給予定 3 件のものを合わせ 8 件、90万円弱の申請が見込まれるため、今後の申請を 6 件70万円と見込み増額するものです。

8 ページをお願いいたします。6 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、1 億702万7,000 円。これは前年度繰越金の余剰分を介護給付費等支払準備基金へ積み立てるものです。8 款 1 項 4 目償還金、321万3,000円。これは令和 5 年度に国県からそれぞれ交付された地域支援事業交付金と介護給付費負担金の確定による精算のため返還するものでございます。介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の確定に伴う交付超過分を社会保険診療報酬支払基金へ返還するものです。

説明は以上となります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑をしてください。

質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 7 ページをお願いします。2 款 2 項 8 目の介護予防住宅改修費、これ補正前の当初は50万。補正額が110万で160ということは3 倍近くなってるんですけども、この辺の予測、予算立てるときには全然こういうふうに予測ができなかったと、こういうわけでしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君）　これまで介護予防につきまして、介護認定者数も少なかったということもございますが、令和４年度実績で５件、31万8,000円。令和５年度で４件、16万円とかなり実績ベースでは低かったため、令和６年度当初でも低めの見込みとなってしまいましたが、現在、１件当たりの単価が高い申請、なぜかといいますと、例えば、玄関の敷地内、駐車場入り口から玄関までちょっと長い間にスロープをつけたいとか、そういった申請が幾つかございまして、１件当たりの申請の単価が上がっているということもございまして、今回、若干、強めに補正予算を確保させていただいているというような状況でございます。

○議長（堤　豊君）　９番、堤和夫君。

○９番（堤　和夫君）　その人のスロープをつけたい気持ちっていうのは分かるんですけども、こういうことを言っちゃあまた叩かれると思うんですけども、大分、ご高齢の方ですね、それをつけました。つけた後、５年後にお亡くなりになりました。つけた経費が無駄になりました。使用されてません。だからそういうようなですね、見込み、５年、10年、先のことを考えながら工事っていうのはフラットにする工事でしょうけど、車椅子とか何とか。検査項目をチェックしながら該当する者に支出するというようなことはやられておられるのでしょうか。

○議長（堤　豊君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君）　はい。なかなかご高齢の方なので５年10年先というのはなかなか見据えるということは難しいのが現実かなと思うんですが、ものに手すり等を設置するに当たっては、１社見積りではなく、２社見積りをお願いしております。あとですね、無駄に、無駄と言っては失礼なんですけど、余り必要でないと思われるところに、議員おっしゃるようにつける場合もあるのではなかろうかということで、今、理学療法士、地域おこし協力隊で来ていただいている理学療法士の方ですね、サポートを頂きながらですね、ここに本当にその人の状態に合った手すりであるとか、そういったものであるかっていうのを見ていただくようなお手伝いはしてもらっている状況でございます。

○議長（堤　豊君）　町長。

○町長（星野淨晋君）　多分、今、堤議員がおっしゃった質問の本質は、今課長が答弁したのではなくて、75歳の方が80歳になって整備をするんじゃないじゃなくて、75にやれば５年間使えたんじゃないかっていうことを聞かれてるんだと思います。ただ制度的にはですね、介護認定の数値だったりとか、要介護の数値が上がらないと補助率が上がってこないんで、当然、自分

でお支払いする金額が増えるので、なかなか整備が進まないというところもあるかというふうに思いますが、これ日本国全体の話になりますので私も国や県に行ったときにですね、そういう担当の方がいらっしゃった場合は、今の制度よりももう少し使い勝手のいい制度にしてほしいという要望はさせていただきたいというふうに思いますし、あと課の中でもですね、そういった要望にお応えできるような形がとれないのかということは、今後、協議をさせていただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 6 ページ、繰越金のお話ですけど。令和 5 年の繰越金を入れたっていうんだけど、令和 5 年の繰越金は全額で 1 億 4,637 万 1,000 円ですか。そうするとこの残り 3,500 万円はどう処理したんでしょうか。あと次のページの介護給付費の介護サービスで補正額 2,730 万の話ですけど、医療院の人数が増えたっていうんだけど、医療院ともう一つ何か言ったね、医療院だけの金額っていうのは幾らなのか。そしてこの一般財源じゃなくてその他財源 1,785 円、この財源は何でしょうか。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 今回ですね、補正させていただいたのは議員のおっしゃるとおり、繰越金については 1 億 1,113 万 8,000 円なんですけど、基金積立金についてはその金額と差額があるではなかろうかということなんですけど、これはなぜかということなんですけど、今回、施設給付と予防給付、増額補正させていただきました。その分は一般財源で賄う、介護保険という一般財源を賄わなければいけないということになります。そうすると財源をどこに求めるかといいますと、本来であれば基金があれば保険料で頂くとかっていうお話にはなるんですが、もう保険料はもう決まっておるわけです。国県町からの繰入から差し引いた分は議員もご存じのとおり一般財源で賄わなければいけないと。その繰越金を、したがって繰越金を一般財源となりますので、それを保険給付費に充当させていただいているということになります。あとですね、続きまして 2 点目。施設介護サービス給付費負担金の 1,078 万 5,000 円のその他財源、これは何かということなんですけど、こちらにつきましては、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（堤 豊君） はい、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 12 分

再開 午後 3時20分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） すいません。それでは二つ目の質問にお答えさせていただきます。7ページの2款1項5目施設介護サービス給付費の財源内訳のうちの1,078万5,000円、これの算出根拠はということなのですが、これは社会保険診療報酬支払基金の負担分といたしまして731万1,000円。あと一般会計繰入金の341万3,000円で合計1,078万5,000円になろうかと、失礼いたしました。社会保険診療報酬支払基金から737万1,000円、一般会計繰入金が341万3,000円ということですのでよろしくお願いいたします。4,000円、4,000円ですね。はい。失礼いたしました。それと最後に3点目になります。今回の補正した場合の介護医療院、当初でどんかい見込んで、今後どれぐらい見込んでいるのかということなのですが、当初予算では月13人、12か月で5,312万3,000円を見込んでおりました。それを月20人で見込み直しまして、月20人の12か月で8,042万3,000円。その増えた分を、2,730万円を増額させ補正をさせていただきますものがございます。以上です。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 課長、ちょっと何かあれ、一般会計からの300。その他財源でね、700何万円だか社会診療保険料、社会保険支払基金から来ると。それであと300何万円、一般会計から来るって、一般会計から来ればその他財源じゃないよね。計算合わないじゃん。1,000万、その他財源じゃん。どうなんですか、これ。1,000万円はどこから来るんですか、全部。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 介護給付費負担金 歳入のほうなのですが、歳入の5ページを、予算書の5ページをご覧頂きたいと思います。4款1項1目、これこちらは社会保険診療報酬支払基金の交付金になります。こちらをですね、こちらの766万8,000円を施設介護給付費と介護予防のほう、予防のほうにもそれぞれ振り分けて充当させていただいているということです。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いや、俺あんまり数字には強くないんだけど、700何万円、社会診療報酬基金から入ってきたでしょ、ね。それでここに補正としてのところに1,078万5,000円がその他財源で入ってきてるわけです。んじゃ、307万円はあとどこから来たんですかっていう話ですよ。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 議案、説明資料の同じく5ページをお願いいたします。こちらの7款1項1目介護給付費繰入金、こちらが一般会計からの繰入金になるわけでございます。7款1項1目の繰入金なんですけど、355万2,000円となっておりますが、こちらの355万2,000円を施設介護給付費に341万3,000円、介護予防給付費に13万8,000円、それぞれ充当させていただいております。なので先ほども申し上げましたとおり、341万3,000円、3,000円と4款1項1目の737万1,000円で1,000なにがしという数字になるかと思います。多少、歳入歳出の規律の関係で端数が合わないこともございますが、おおむねそういった形になってると思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あのですね、医療院の関係だけど、去年まではたしかその前はぐっと伸びて、給付費が、医療院が去年まではだんだんちょっと減って落ちついたかなっていうことで、感じて思ってたんだけど、ここへ来てぐって伸びてね、今の補正を見ると余裕を1人見たということなんだけど、それで今年中は大丈夫。

○議長（堤 豊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（鈴木一博君） 介護医療院は伸びているんですが、特養、特養のほうが若干、当初の見込みより低い傾向はございます。ただこの現時点です、現時点で、またその分を特養の分です。そちらのほうを減額してしまいますと、またこの後どうなるか分かりませんので、今後、必要と思われる介護医療院のみの増額、介護医療分の増のみを見込んで補正予算を計上させていただいたものでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第67号、令和6年度西伊豆町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第8、議案第68号、令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案者の理由を、説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第68号は、令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。それでは議案第68号についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億3,180万円としたいものでございます。

2 ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読をさせていただきます。3 款繰入金、1 項繰入金ともに5,807万5,000円の減。5 款繰越金、1 項繰越金ともに5,887万5,000円。歳入合計に80万円を追加し、16億3,180万円としたいものでございます。続いて歳出になります。1 款総務費、1 項総務管理費ともに80万円。2

款事業費、1 項サンセットコイン事業費ともに 0 円、こちらは財源更正です。歳入合計に 80 万円を追加し、16 億 3,180 万円としたいものでございます。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括 歳入です。2 ページの第 1 表 歳入歳出予算補正と同様ですので、省略をさせていただきます。次に歳出です。こちら 2 ページの第 1 表と同様ですので省略をさせていただきます。なお補正額の財源内訳は記載のとおりです。

4 ページをお願いします。2、歳入です。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金、80 万円。こちらは事務費繰入金で、歳出のクレジットカードチャージ手数料の財源として一般会計から繰り入れるものとなっております。2 目サンセットコイン事業基金繰入金、7,337 万 8,000 円の減。こちらは 5 年度のサンセットコイン未利用ポイント分を一旦基金に移し繰り入れる予定でいたところ基金に移さず、そのまま 5 款の繰越金にて処理をするため、科目存置の 1,000 円を残してそれ以外の額を減額するものとなっております。続いて 3 目ふるさと応援基金繰入金、1,430 万、失礼しました。1,450 万 3,000 円。こちらは 5 款の繰越金を繰越した後、不足するポイントの財源をふるさと応援基金により繰り入れるものでございます。5 款 1 項 1 目繰越金、5,887 万 5,000 円。こちらは令和 5 年度からの繰越額の確定に伴う増額となります。

続いて 5 ページをお願いいたします。3、歳出です。1 款 1 項 1 目一般管理費、80 万円。これまで c h i i c a は紙のカードのみでチャージは現金でしかできませんでしたが、5 月からスマートフォンのアプリで扱えるようになったことからクレジットカードやセブン銀行でもチャージが可能となりました。チャージ方法の選択肢が増えましたので、利用者様が紙からスマートフォンに移行してきており、その中でもクレジットカードからのチャージを選択する方が増えていると、当初見込んだ手数料では、今後確実に不足するため、年度末までの不足額を 80 万円と見込みまして今回増額をさせていただきたいものです。続いて 2 款 1 項 1 目サンセットコイン事業、0 円。こちらは財源の更正のみです。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 5ページ、歳出の情報通信サービス料、今回は80万ということなんですけれども、この会計においては情報通信サービス料でどのようなものがもともと含まれていましたでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。こちらはですね、このサンセットコイン事業の事業を実施するためのシステムに関連するところで、現在トラストバンクのこれシステムを使用してるんですが、その使用料ですとか、それから決済のときにですね、スマートフォンを使って処理を店舗側が行うんですけれども、そのS I Mの50台分の費用ですね、それらが含まれております。今回はここにあとクレジットカードの手数料とかセブン銀行の手数料、こういったものが含まれている中のクレジット分が増額という補正になっております。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。今回、補正の部分だけですので、そのカード決済については支払い手数料何%ってなってますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。今回のこのクレジットカードの部分になりますと、えっとですね、チャージ額の3.5%です。ですので1万円を仮にチャージすると350円の手数料がかかるということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 今のところでございますが、ちなみにスマートフォンに移行している方は全体で何%ぐらいおいでなんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。えっとですね、割合というのはちょっと見込めませんが、えっとですね。アプリのほうに切替えといいますか、アプリをご利用されてる方がおおよそですが、2,000人。2,000人、ただ町内の方は500人ぐらいです。500人ぐらいですね。そのほかがですね、町外、ただ近隣の町外者もちろんいると思うんですけどね、今年度、観光で見えたお客様にアンケートをちょっとやったんですけれどもね、それのかわりにこのスマートフォンを使ってアンケートしていただくんですけど、その方々にポイントとして付与してますんで、その件数が700件ぐらいあります。ですので実質、この近隣で使っている町外者っていうのが恐らく500とかになろうかなというふうな感じです。はい。で、それか

らチャージの割合もあわせて報告しますと、これ割合ですが全体のうち95%が大体现金、セブン銀行が大体1%、残りの4%がクレジットカード。こういった割合になってます。ですのでクレジットカードの普及というんでしょうかね、便利ですのでね、ここが伸びてきているという状況でございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第68号、令和6年度西伊豆町サンセットコイン事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第9、議案第69号、令和6年度西伊豆町水道会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第69号は、令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。それでは、議案第69号についてご説明いたします。今回の補正は収益的収入及び支出のうちの支出で、317万8,000円を増額補正するものです。

2ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の欄の支出です。1款水道事業費用、317万8,000円を追加し、2億692万5,000円としたいものです。1項営業費用で317万8,000円を増額する補正となります。

3ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の欄の支出です。款、項は、先ほど読み上げましたので、目から説明させていただきます。1款水道事業費用、1項営業費用、5目減価償却費、補正予定額317万8,000円の増は、令和5年度決算認定に伴い、前年度に取得した減価償却対象資産の減価償却費の増額分となります。

4ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計予定貸借対照表です。令和5年度の決算貸借対照表に前回の1号補正予算及び今回の第2号補正予算案を反映させ、令和7年3月末の予定数値を示したものでございます。

5ページをお願いします。下から7行目、2流動資産（1）現金預金1億2,249万7,307円をご確認頂き、8ページをお願いします。令和6年度西伊豆町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書です。令和7年3月末の予定数値を示しています。下段の資金期末残高1億2,249万7,307円が5ページ、2流動資産（1）現金預金と同額であることをご確認頂き、雑駁ですが、議案第69号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたりページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 3ページをお願いします。減価償却費機械及び装置ということで、上水、大沢里簡水、飲料供給地かな、これは。宇久須、安良里簡水が81万と、81万と284万1,000円。これはどのような数字がここにあって、合計されてこうなってるのか。中の内容を教えてください。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。内容ですが、令和5年度に購入しました遠隔の制御装置の設備になります。そしてもう一つが、宇久須水源第1水源の電磁流量計となります。あともう一つ、車両運搬具としまして業務のほうで使っています軽バンの、軽の弁当箱ですね。そちらの車両になります。以上です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 車両運搬具、これ軽自動車だっていう言うんですけども、上水、大沢里簡水、飲料供給、大城飲料供給施設、この三つをあれして25万6,000円ってなってるんですけども、これはどういうことなんですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。こちらの軽バンにつきましては、帳簿価格が113万9,264円になっております。1台についての価格となっております。そして耐用年数が4年です。以上です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それじゃその1台を購入して、上水でも使っているし、大沢里簡水でも使っているし、大城供給飲料水供給施設でも使っている。その減価償却、こういうことですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい、そのとおりでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第69号、令和6年度西伊豆町水道事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第10、議案第70号、令和6年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第70号は、令和6年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。それでは、議案第70号についてご説明します。今回の補正は、収益的収入及び支出のうちの収入支出をそれぞれ増額補正するものです。

2ページをお願いします。令和6年度西伊豆町温泉事業会計補正予算実施計画、収益的収入及び支出の欄の収入です。1款温泉事業収益、63万6,000円を追加し、計6,932万3,000円としたいものです。2項営業外収益で63万6,000円を増額する補正となります。次に支出です。1款温泉事業費用、859万4,000円を追加し、9,324万3,000円としたいものです。1項営業費用で859万4,000円を増額する補正となります。

3 ページをお願いします。令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計補正予算明細書、収益的収入及び支出の欄の収入です。款、項は、先ほど読み上げましたので、目から説明させていただきます。1 款温泉事業収益、2 項営業外収益、4 目消費税還付金、補正予定額63万6,000円の増は、支出の補正予定額において、修繕費の700万円の増に伴い、仮払消費税が増額になり、消費税還付金が増額となることから補正するものです。続いて支出です。1 款温泉事業費用、1 項営業費用、2 目堂ヶ島温泉湯及び送配湯費、補正予定額500万円の増は 7 節修繕費で漏湯修繕、機械設備等の修繕が例年より多く、10月末現在で予算執行率が92%となり、今後の修繕・補修等が発生した場合、対応できなくなるため補正するものです。3 目宇久須温泉湯及び送配湯費、補正予定額200万円の増も 6 節修繕費の予算執行率が84%となっていることから同様の理由により補正するものです。5 目減価償却費、補正予定額159万4,000円の増は、令和 5 年度決算認定に伴い、前年度に取得した減価償却対象資産の減価償却費の増額分となります。

4 ページをお願いします。令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計予定貸借対照表です。令和 5 年度の決算貸借対照表に今回の補正予算案を反映させ、令和 7 年 3 月末の予定数値を示したものでございます。

5 ページをお願いします。下から 7 行目、2 流動資産（1）現金預金 3 億1,482万3,955円をご確認頂き、8 ページをお願いします。令和 6 年度西伊豆町温泉事業会計予定キャッシュフロー計算書です。令和 7 年 3 月末の予定数値を示しています。下段の資金期末残高 3 億1,482万3,955円が、5 ページ、2 流動資産（1）現金預金と同額であることをご確認ください、雑駁ですが、議案第70号の説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 5 3 分

再開 午後 3 時 5 6 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開をします。

企業課長。

○企業課長（居山繁君） 誠に申し訳ありません。数値の訂正をお願いします。1 ページの科目、第 2 項営業外収益の計の欄、1,051万5,000円となっていますが、そちらを1,051万4,000

円をお願いします。1,051万4,000円です。そしてもう一つ、その下、第1款温泉事業費用支出の欄で858万4,000円というふうに書かれていますが、こちらを859万4,000円に訂正お願いします。859万4,000円です。誠に失礼いたしました。

○議長（堤 豊君） いいですね。

提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 企業課長、せっかく議案第69号の説明資料と70号の説明資料をつくってくれて、カラーで皆さんに配付してくれた。これを使ってちょっと説明していただけますか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） はい。それでは昨日お配りしました議案第70号の説明資料をご覧ください。左側がですね、補正前の損益計算書になっております。そして今回、補正をしました修繕費の増と減価償却費の増というのがありますが、こちらは費用のほうに含まれる形になっております。それでこちらの収益という数字は動かないので費用の欄から差引きするような形になりまして、その場合は純利益を削るような形となっています。よろしいでしょうか。以上です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それで、それじゃ1号補正をすると純利益は254万円。こんだけに減っちゃうと、こういうあれでよろしいですか。

○議長（堤 豊君） 企業課長。

○企業課長（居山繁君） 現時点ではそのようになっています。

○議長（堤 豊君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第70号、令和6年度西伊豆町温泉事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決定することに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第11、議案第71号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第71号は、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）でございます。

詳細につきましては、担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。それでは議案第71号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）についてご説明いたします。今回の補正は、こども園の建設候補地になるかどうかの調査費を計上するものでございます。

2ページをお願いします。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。18款繰入金、1項繰入金ともに950万円。歳入合計に950万円を追加し、86億2,880万7,000円としたいものです。次に歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読します。9

款教育費、1項教育総務費ともに950万円。歳出合計に950万円を追加し、86億2,880万7,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括 歳入です。こちらにつきましては、先ほど説明しました第1表 歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。18款1項1目財政調整基金繰入金、950万円。今回の補正に係る財源として、財政調整基金から繰入するものでございます。次に3、歳出です。9款1項2目事務局費12節委託料、950万円。過日、議員有志からこども園の候補地として、旧西伊豆中学校跡地の裏山を切土することが可能かどうかの調査要望があったため、その調査費用を計上しております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） あの議案の中身ではなくてですね、私は町長の考え方について3点ほど伺いたいと思っております。まず1点目でありますけども、今定例会から行政側におきましてはパソコンを導入しました。この導入に当たりましては、過日の全員協議会の中で総務課長からお願いする場面がありました。そのときにですね、議案の、失礼しました。議運も経ずにそのときだけの説明で済ませるのかっていう指摘がありまして、総務課長は、以後、進め方については気をつけますという、ある意味謝罪の声が聞かれました。今回の議案につきまして、過日、議会運営委員会が開催されましたけども、これについては何ら協議がされておられません。総務課長のですね、謝罪を含めて、町長はですね、今回、議案提出いたってますけども、どのように感じているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。議案の説明で、総務課長が申しあげましたように、6名の有志の方から要望書を頂いて私たちはこの予算を上程しております。6名の方が私のところに要

望書を持ってくる以前に、議会の中で話し合いをした結果、6名でもお持ちになったというふうに聞いておりますので、議案が出る出ない関係なくですね、そもそも議会側のほうは予算を要望するということは当然、承知の上であったというふうに思っておりますし、私たちがこれを立てたわけではなくて、議会の要望を受けて立てたわけでございますので、議運を通す必要はなかろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の町長の答弁ですけれども、大きな誤解があります。あくまでも6名の方は有志の方で、議長、失礼しました。町長のところをお願いに行っておりまして、議員全員がですね、そのようなことをするというような話し合いは一度も持っておりませんけれども、いかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） どのような話し合いがなされたかは、私は議事録も確認することができないので分かりませんが、10名の方がお集まりになられてお話し合いをされたということは承知をしております。ただ、その中の6名の方がこの保護者からの要望を受けて、私のところにご要望にこられたというふうに伺っておりますので、その中に浅賀議員がおられないということではなかろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。あくまでも事実確認ですけれども、10名の議会、失礼しました。議員で協議したっていうのは、安良里のですね、ダンプの影響があるかどうかっていうことで、安良里では調査、実際にダンプが走っておりませんので宇久須地区で現地調査をしました。そのあとにですね、安良里住民の方に以前のダンプが走ってたときの状況を聞き取り調査をしまして、ダンプの影響について10名で協議したことであります。これが事実であります。これもその事実を知っていただきたいと思います。2番目の質問です。町長はですね、以前、安良里地区の調査費が出たときにですね、文教施設整備委員会の答申に沿って粛々と進めていきたいということを申しております。今回はですね、答申の中にはこのような内容のことはないと思いますけれども考えが変わったことについて、どのようなことからか伺います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい、安良里の調査費、私たちが上程をさせていただいたときには、修正が時期尚早という理由であったかと思っておりますけれどもかかりました。そのときの賛成の方

はお2人、原案に賛成、当局側ですね。に賛成はお2人しかいなかったということでございますので、当然、これを推し進めたとしても8人の方はご反対をされるということだろうというふうに思います。ですので多分、仲田議員の一般質問に私、お答えしてるかというふうに思いますけれども、答申は頂いておりますけれども議会が通らないという状況の袋工事に入っているということで、今回、議会の有志の方から要望がございましたので上げたということです。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。安良里については、先日の雰囲気で行かぬかと思っておりますけれども、ただ答申の中にはですね、田子小学校跡地跡地ですとか旧西伊豆中学校跡地の問題もありました。これについては一切、触れておりません。私としてはその辺も触れて欲しかったというのが感想であります。あと三つ目の質問です。私はですね、その考え方を変えることに對して何ら異論はありません。むしろ考え方を変えることは必要なことだと思います。ただですね、考え方を変えるのには多くの方のやはり理解が得られる必要があると思っております。そんな中で文教施設等整備委員会の方々にですね、今度こういうことで、こういったことで提案しますとかっていう説明そのものはされたんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそも言ってる質問の趣旨がよく分かりません。私が考えを変えてこちらを出したんじゃないんです。あくまでも答申を頂いた安良里案を当局は出したいんですが、2名しか賛成を得られてませんので、今後、出しても否決されるしか道はありません。それは当然、お分かりだと思います。浅賀議員も修正案に賛成をされてるわけですから。ですがこの現状打破、打開するためには何らかの理由があつて安良里案を駄目にする、もしくは田子小案を駄目にする、仁科小案を駄目にするとかっていうことをしていかないと場所が決まらないという中で、有志の方たちがこういった場所もあるので調査をして場所を検討してみてもどうかということがございましたので、私はこの調査費をつけたということでございます。ですので、町当局のセオリーとしては答申の安良里案はまだございます。ございすけれどもその対案となるかもしれない案について調査をしてくれということですから調査をしたままでございますので、で、あるならば安良里案に対して反対をされた浅賀さんは、どちらの案を推奨されているのか。全くその辺は、私たちは分かりません。ですけれども、あくまでも議会を通さなければ議案は通らないし予算も取れませんので、議員の6名の方が来たということを重く受け止めて、この議案が出ているということです。

○議長（堤 豊君） ほかに。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 今、第2委員長のね、発言はちょっと問題で私がその第1と第2のトラックの問題でいて、まとまんないんだったら有志で、PTAもそういうあれが出て、案が出てるんで、皆さん、町長のほうからは議会の意見をまとめてくれというふうなあれで投げかけられていたんで、そこで話し合ったじゃないですか。私がそれ言ったんですよ、それで。第2委員長は、何かトラックの影響はそんなにないみたいなそういうようなことをおっしゃっていて、それでそれならばというようなことで、私がそういうふうなあれで言ったと思いますけど、その辺は違いますか。これはね、そういうあれを議員にこういうところで言っちゃいけませんけども、私はそういうふうに、私はそういうふうに思って、じゃあ議員有志で出しましょうよって、議員有志が集まって町長室行った。そういう流れだと思いますんで、別にその僕らは勝手に行ったようなちょっと発言に思いますけれども、そうではなくして第1第2の常任委員会でトラックの騒音に関しての結果を、決をとってそういうふうになったと私は認識しております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） もうこの予算、900何ぼっていう結構な予算なんですけど、これ内容はじゃあどのようなことをやるんですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。業務委託の内容でございますが、まず現地調査を行うということ。それから法規制の調査ですね、津波浸水区域だとか急傾斜地崩壊危険区域、そういったものがございまして、それが開発行為に当たった場合等の法規制の調査です。もう1項目が造成の基本設計でございます。現地調査の結果、どの辺の土地であれば造成に、造成地に適しているかというところを選定し、約3,000平米から5,000平米ぐらいの平地というものがとれるのかどうなのかというようなものの造成基本設計になります。その次は法面工の予備設計ということで、切土した法面の対策工法の検討ですね。こちらをやっていただくと。それから切土した残土を旧西伊豆中学校のグラウンドに残土処分としてそれが可能なのかどうなのかというところも法規制調査と合わせてやっていただくということ。それから最後になりますけども、進入路が必要になると思いますので、その進入路の選定と概略の設計というような項目でございます。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 現地調査っていうことがあったんだけど、その現地調査について具体的にどのようなことをやるのかってことは聞きたいんだけど。それとね、法規制、法規制っていう言葉が何度も出てきたよね。これってまた前回と一緒に引っかかるというようなことはないのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） 現地調査というのは設計等をですね、やる上で現場の踏査ですね、現場の中に入ってというような調査になろうかと思います。それから 2 点目の法規制の関係ですが、どこを切ったら、どこだったら切れるのかとかですね。そういった検討していく上で、今の急傾斜地施設に触れる触れないというところも出てきょうかと思いますので、もし触れた場合にどういったことをすればそれが解除できるのか、できないのかとかですね。そういった法への対する調査というものも当然、必要になりますので、そこで無理であればそこは切れないというような結果になっていくであろうということでございますので、そういった調査内容になるということでございます。

○議長（堤 豊君） 5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 法案、議案っていうのは、町長。順番間違えてるんですよ。ということはね、あの町長、前から言われてたように、最初、あそこは白紙撤回になって、次どうするかって言ったらワークショップ行って諮問すると言って、そこで出てきたのが安良里 1 案、それで 2、3 と出てきたわけですよ。これ、これが出てきたにしろですよ、筋とすれば、第 1、第 2 案が駄目だったらこれをやるってことは分かりますよ。これ、それでそれをうっちゃって無視してやるっていうのは、行政の体をなしてないじゃないですか。これもしね、やる、あそこに本当にそこが適地だってことになったらやるんですか、つくるんですか、そこに。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 順序が違うということを芹澤さんはおっしゃられ、行政の体をなしていないという酷評を頂きましたが、私からすると議会の体をなしていないんじゃないですか。そもそもですよ、安良里案を答申として頂いていて出して、しかもそれが 2 人しか原案には賛成されず、7 名の方が修正に手を挙げているわけですよ。でも理由は時期尚早なわけですよ。ということは、時期が来たら出さないといけないっていうことを当局には言われてるわけです。安良里が潰されたんであれば田子案と仁科案は検討できますが、生き残ったまんま

生殺しにされてるわけですよ。で、議会の状況を聞くと、安良里案に賛成の方もいれば、田子案に賛成の方もいれば、仁科案に賛成の方もいますが、いずれも半分がとれてないんです。ですよ。それは皆さんご承知だと思います。ということは、どれを出しても通らないということになっているわけですから、当然、第4案があるんだったらそれを検討するということは行政として体はなしてるんじゃないですか。ただ、今まで白紙にしてから議会でいろいろご意見揉んでくださいって言ったって出てこなかったのがやっと出していただいたんで、私はそれに真摯に受け止めてここに予算を計上しているんです。もしそのことで行政の体をなしてないっていうのであれば、議会の全協を開いてもっと早くに物事が筋道通るようなものを出してください。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） あのね、その否決、修正案のことについてね、否決された否決されたって言うけど、あの否決された原因の中には、完全に安良里を駄目だっていう人もいるけど、一時、そのトラックの騒音そこがどうなんだってことが確約できないから、そこで一応、ここで止めようかって、それで時期早尚ということで乗った人が多いわけですよ。全員が時期早尚っていう、その中身が違うわけですよ。それで待ったをかけて、それで確認するという作業に入った。それでそれでも順番が違うんですか。それでだけど、けどね、それでそこで今度は議員有志が別案を出してきたね。それでそのっちゃってる。これおかしいじゃないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あの全くおかしくはございません。提案理由というのが議案の提案の理由なんです。これが最大の理由です。で、そこに時期尚早と書かれてて解決しない時期尚早なわけですよ。そういうことですね。で、芹澤議員は時期尚早とは関係なく反対したとは言うんだけど、議案には時期尚早と書かれていれば、それに手を挙げた方は同じなんです。それに賛成してるわけですから。ですから議会の体をなしてないんじゃないですかって私が先ほど言ったのはそういうことです。皆さん、自分たちが都合が悪くなると逃げる方いらっしゃいますけれども、しっかりと議会として考えていただければいいんですよ。ですから私たちは議会のほうの意見をまとめてくださいっていうことは白紙にしてからずっと言ってきました。今回、お出し頂いたんで真摯に受け止めてやっているだけでございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 山を切り造成するには多くの費用がかかる見込みです。調査をし、建たないことが確定したとしたら、また時間とお金を無駄にすることになります。全ての可能性を調べるわけにはいきませんから立地と可能性を勘案して良いものができるよう順序をつけて調査していくべきで、今回、調査費を予算に計上することは合理的でなく本案に反対します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） はい。この件については、保護者会から要望書が提出されております。彼らは、子供たちが逃げなくてもいいところで保育をしてほしい。そして彼らの多くは、子供たちの数が多い仁科地区での建設を望んでおります。私も人口減少の中、人口の多い仁科に集約してほしいというふうには考えております。しかしながら、第2候補地である旧西伊豆中学校跡地は、盛土造成に多額の費用がかかる。また、先川地区は青地除外に展望が開けない。多くの課題が立ち塞がっているということは昨日も述べたところでございます。そこで新たに浮上した案、旧西伊豆中学校から仁科小学校にかけての裏山を切土して用地を増設することが可能かどうか、この可能性について事前調査をしてほしいという要望書が提出されたのでございます。議員有志6人でも要望書を出しているということは皆様ご存じだと思います。まず、ここが候補地となり得るのかどうか調べてみないことには話は進みません。この案について建設可能かどうかの調査をするに私は賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） 私は反対の立場で討論いたします。私は二つの観点から反対します。一つ目は、認定こども園候補地はワークショップ、文教施設整備委員会において多くの方々に長い時間をかけて協議していただきました。また、新たに出された保護者の方々からの要望書も時間を費やし提出されたものであり、どちらも大変重みのあるものだとは思っています。だからこそ、より慎重に検討しなければならないことだと思います。しかしながら、今

回、調査費の補正予算が突発的に出てきました。……。二つ目の観点は、認定こども園移転の大きな目的は、子供たちをいかに安全な場所に早く移すことだと考えています。またその目的を達成するためには、もう一つ重要な要因があると考えています。それはコスト面であります。西伊豆町の現状や将来を考えた場合、財政はますます厳しくなるばかりです。少ない子供とはいえ、西伊豆町にとって子供たちは大切な存在ですので、お金をかけるべきところはかけ、削減できるところは削減していかなければならないとの考えです。今回の提案は、コストの増額と認定こども園開園の遅れにもつながると思います。以上の二つの観点から西伊豆町一般会計補正予算（第10号）につきましては、反対いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 私は賛成の立場で討論いたします。当然、私が有志に、だから有志で町長のところに直談判に行きましょうというようなことで第1・第2合同常任委員会的时候就に提案しました。本案は、本案件は、本件、議案第71号はですね、仁科認定こども園、保護者より提出された要望書に基づき、行き詰まった文教施設建設に新たな可能性を探る重要な調査費であります。この施策を一步前に進めるための補正予算で、長年の懸案である文教施設建設の解決策を模索する重要な手段として必要な経費なので賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 先に原案に反対者の発言を許します。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 議員提案はですね、この提案を町が事業化しようとするのは、今回で2回目なわけですね。前回は議員提案で町長が即受入れ、全協、禁じ手の全協で賛否をとって多数。そして諮問するという結果、諮問した結果、その白紙撤回に追い込まれたと。このときの進め方においても全く行政の体をなしていなかったわけですが、今回はさらにひどい状態で、議員提案から一足飛びに予算化、予算案提出。考えるにね、当該案件を予算化するにはまず本命であるですよ、第1、第2、第3候補地を地質調査するなりした上で、これらの候補地が適地でないという結論が出た上で、予算化提出するの、調査するのが常識であると思います。町長、先ほどから硬直状態で反対で動かないと言いますが、それで逆にそれって脅かされてるの、脅迫されてるのに、からできないっていう、突っぱねるっていう姿勢はないんでしょうかね。候補地が挙がってもいなかったところを第1予算化して地質調査することはですね。ワークショップ、文教整備委員会を無視する話であってね、行政の体を

なしてもいません。またこの件について反対運動が起こるのではないかと懸念して、また、かつ町政を混乱させる恐れがあると思ってこの案件、本案を反対します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 私は、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）について賛成の立場で討論をいたします。西伊豆町議会においては、令和 6 年11月19日、議員全員出席のもとに認定こども園候補地選定に係る合同常任委員会を開催し、協議を行いました。その結果、現在、第 1 候補地として検討が進められている安良里中田避難地周辺については、ダンプロックの影響が否定できないとの意見が多く、新たな認定こども園の建設場所としては不适当であるとの委員が過半数を占め、委員会報告もされております。他方、令和 6 年11月18日に仁科及び伊豆海認定こども園 P T A は、保護者から仁科に建設を望む意見が多数に上り、その新たな候補地として、仁科小学校から旧西伊豆中学校にかけての裏山を切土して建設する案について可能性を調査してほしい旨の要望書を町長及び町議会議長に提出いたしました。もう少し早く声を上げてほしいという感がありますが、数回にわたる保護者会を重ね、臨時保護者会を重ね、議論の結果であり、私たち、保護者の意見は無視できません。以上の状況を勘案し、私が代表者となり議員有志 6 名は、認定こども園の候補地としてこの事前調査の必要性と可能性を十分に認識し、令和 6 年11月21日に町長に対し、旧西伊豆中学校裏山切土造成の事前調査について、早期の予算措置を要望いたしました。この補正予算は、両こども園 P T A と議員有志の要望に直ちに応えたものであり、調査内容も候補地に値するかどうかを判断する上で十分満足できる内容のものであり、この令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第10号）について賛成をいたします。

○議長（堤 豊君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4 時 3 4 分

再開 午後 5 時 2 2 分

◎発言の訂正

○議長（堤 豊君） 大変、お時間をかけまして申し訳ございません。

休憩を解いて再開します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は延長させていただきます。

よろしくお願いします。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） まず初めに皆様におわびいたします。先ほど私の反対討論の中ですね、文言につきまして不適切な部分があるということで議運を開くことになりました。その中で、町長との認識の私の違いがあったということで訂正させていただくとともに、改めてですね、反対討論を述べさせていただきます。反対の立場で討論いたします。私は二つの観点から反対します。一つ目は、認定こども園候補地はワークショップ、文教施設整備委員会等において、多くの方々に長い時間をかけ協議していただきました。また新たに出された保護者の方々からの要望書も時間を費やし提出されたものであり、どちらも大変重みのあるものだと思います。だからこそ慎重に検討しなければならないことだと思います。しかしながら今回、調査費の補正予算が突発的に出てきたことが一つの理由であります。二つ目の観点は、認定こども園移転の大きな目的は子供たちをいかに安全な場所に早く移すことだと考えています。またその目的を達成するために、もう一つ重要な要因があると考えています。それはコスト面です。西伊豆町の現状や将来を考えた場合、財政はますます厳しくなるばかりです。少ない子供とはいえ、西伊豆町にとって子供は大切な存在でありますので、お金をかけるべきところはかけ、削減できるところは削減しなければならないとの考えです。今回の提案は、コストの増額と認定こども園開園の遅れにもつながると思います。以上の二つの観点から西伊豆町一般会計補正予算（第10号）につきましては反対いたします。

○議長（堤 豊君） ただいま2番、浅賀元希君から発言訂正の申出がありました。

この件につきましては、会議規則第64条の規定によって議長が許可させていただきました。

以上です。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） すいません。前後になりますけども、先ほどの反対討論の議事録については削除をお願いいたします。

○議長（堤 豊君） はい、削除させていただきます。

それでは、これより討論を行います。

これより討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

議案第71号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（10号）は原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決

○議長（堤 豊君） 日程第12、発議第7号、伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を求める意見書（案）についてを議題とします。

お諮りします。

発議第7号は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は提案理由の説明及び朗読を省略することに決定いたしました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、議案討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は質疑討論を省略し、採決します。

これより本案を採決します。

発議第7号伊豆縦貫道自動車道の早期全線開通を求める意見書（案）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第13、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（堤 豊君） 日程第14、議会運営委員の、失礼しました。

議会運営委員の閉会中の継続調査について失礼。

日程第14、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣言

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本定例会の付議された審議は全て終了しました。

これにて令和6年度、第4回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時34分